

習志野市長期計画

前期基本計画（案）

- I 財政計画
- II 前期基本計画の構成
 - 1 前期基本計画の構成
 - 2 施策の体系
- III 前期基本計画
 - 1 将来都市像を実現するための 3 つの目標
 - 2 自立的都市経営の推進
- IV 計画の進捗管理
 - 1 成果指標と実施計画
 - 2 計画の進捗管理

I 財政計画

I-1 前期基本計画期間の財政計画

基本計画を着実に実行するためには、財源を確保した上で、最小の経費で最大の効果を上げる事業展開をしていかなければなりません。

前期基本計画期間における事業展開の基礎となる財政計画は以下の通りとなります。

歳入（百万円）

区分	平成26～31年度 (2014～2019年度)
市税	148,511
使用料・財産収入等	12,678
繰入金	6,966
地方交付税	17,991
国県支出金	47,247
地方消費税等	14,456
市債	18,697
その他	16,979
合計	283,525

歳出（百万円）

区分	平成26～31年度 (2014～2019年度)
人件費	72,000
扶助費	61,096
公債費	25,403
物件費	62,660
繰出金	34,828
普通建設事業費	8,277
その他の支出	17,438
合計	281,702

※ 掲載の数値は、H25.7月末に算出した経常経費分の財政計画です。
今後、経営改革の取組により財源確保を図りつつ、実施計画に計
上する事業を含む臨時的事業を精査することから、上記数値は変
更になります。

II 前期基本計画の構成

II-1 前期基本計画の構成

本計画では、将来都市像

未来のために

～ みんながやさしさでつながるまち ～ 習志野

を実現するための取組として「3つの目標」を設定するとともに、更に、事業の円滑な推進・実施を図るため、「3つの重点プロジェクト」を設定しました。

将来都市像を実現する「3つの目標」は、

第1章として 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

第2章として 安全・安心「快適なまち」

第3章として 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

を掲げ、それぞれ、その下に基本的施策を設定し、将来都市像の実現を目指します。

II－2 施策の体系

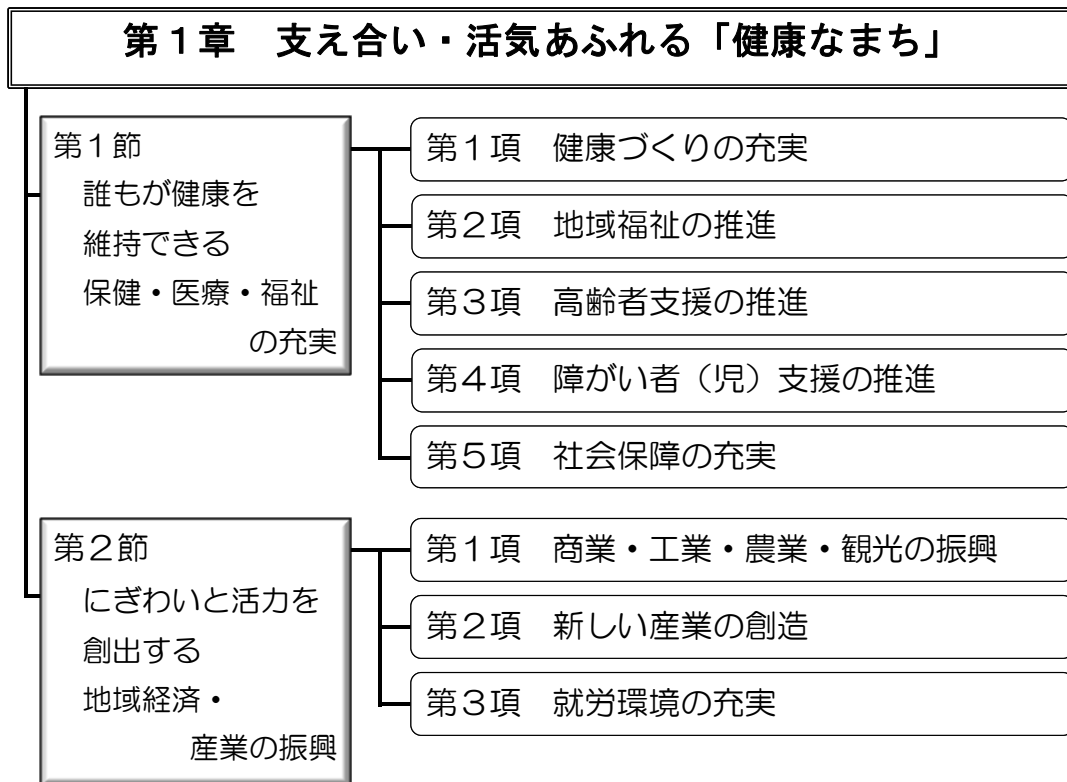
全体体系表

Ⅲ 前期基本計画

Ⅲ－1 将来都市像を実現するための3つの目標

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

(1) 施策の体系



(2) 本計画期間での取組

第1節「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

第1項「健康づくりの充実」

市民が健全な生活を送るためには、健康を気遣える環境の整備が重要となります。

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう取り組みます。

また、市民自らが健康の維持増進に取り組むための環境整備を、市民・事業者等と協働して進めていくことを目指します。

これら「健康づくり」は、平成24(2012)年度に制定した、「健康なまちづくり条例」に基づき、行政のあらゆる分野において推進します。

第1号『健康なまちづくり条例』の推進」

《これまでの取組と課題》

「市民一人ひとりがいきいきと健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康づくりの総合計画として、「健康なまち習志野」を策定しました。

この計画のもと、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を地域社会全体で支えていく環境の整備を図りました。

しかし、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策の更なる充実と、健やかで充実した生活を送るための社会環境の整備が求められています。

そこで、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会をつくるため、これまでの健康づくりの取組を発展させ、推進していく必要があります。

《本計画での取組内容》

世界保健機関が新しい健康観として提唱するヘルスプロモーションの考え方のもと、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解し、健康を意識した活動に取り組みます。

また、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、新たに「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に取り組むことを内容とした基本的な計画を策定します。

この計画のもと、行政のあらゆる分野において健康づくりを意識した取組を推進することで、すべての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる、健康なまちを目指します。

第2号「市民主体の健康づくりの推進」

《これまでの取組と課題》

健康づくりや介護予防を地域ですすめる市民リーダーの育成を目的として、健康づくり推進員・転倒予防体操推進員の養成講座や研修を実施し、地域における活動を支援しました。

また、毎年11月を健康なまち習志野推進月間として定め、医療関係団体・市民リーダー等との協働により、健康づくりや介護予防に関する行事、普及啓発活動を実施してきました。

しかし、市民リーダーはボランティアであり、ほかのボランティア活動にも参加していること等から、新たな人材を確保する必要があります。

《本計画での取組内容》

健康づくりに関する市民リーダーの充実を図るため、養成講座や研修への参加を広報習志野・ホームページだけでなく、保健師等による地域保健活動のなかでも幅広く呼びかけを行います。

また、市民リーダーが地域に根ざした活動がしやすいよう支援を行うとともに、市民同士が主体的に健康づくり活動に取り組み、楽しくお互いに支えあって継続した活動ができる仕組みづくりを行います。

併せて、市民が市民リーダーを中心に、地域に根ざした主体的な健康づくりや介護予防活動に取り組むことができるよう支援します。

このことにより、市民一人ひとりが主体的に活動に取り組み、市民同士が支え合い協力しながら、楽しく継続した健康づくりや介護予防ができる仕組みづくりを進めます。

第3号「生活習慣病予防の充実」

《これまでの取組と課題》

生活習慣病対策として、ウォーキングの推進や運動体験教室、栄養講座、歯科医師による講座、人が集まる機会を利用した健康教育、市民からの希望により随時実施する健康相談を行ってきました。

また、健康診査やがん検診の受けやすい体制整備に取り組みました。

生活習慣病は、日常生活のあり方と深く関連しており、運動習慣の定着や食生活の改善等健康的な生活習慣の確立が重要となります。

しかし、生活習慣病の増加による医療費の増大等は社会的にも大きな問題となっており、健康に対する意識は高まっていますが、健康診査やがん検診の受診には結びついていません。

特に、働き盛りの年代である40から50歳代は、仕事が忙しいこともあり、健康診査等の受診や事業参加への参加率が低くなっています。

《本計画での取組内容》

生活習慣病の予防には、健康的な生活を自ら選択し実践するだけでなく、主体的に楽しく健康づくりができる環境整備と併せて、市民・事業者等と協働して健康づくりを進めることが必要です。

生活習慣病の有病者や予備群の減少を目指し、市民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

また、日々の生活習慣である運動の継続は、「仲間がいればできる。近くにスポーツ施設があればできる。夜でも歩ける環境が整備されていればできる。」等の意見があり、事業者とも連携をとりながら具体的な仕組みづくりについて研究します。

健康診査等は、今後も国の動向を注視し、法改正の際には、受診しやすい体制の整備や工夫を検討するとともに、混乱がないよう周知徹底を図ります。

第4号「母子保健活動の充実」

《これまでの取組と課題》

妊娠期は、妊婦一般健康診査の公費負担の拡大と妊婦と配偶者が産後の育児のイメージを持つことができるよう、「ママ・パパになるための学級」の開催に取り組みました。

乳児期は、新生児・産婦訪問や母子保健推進員の訪問、4か月児・10か月児健康相談で節目の健康相談等を実施しました。

また、1歳6か月児・3歳児健康診査においては、幼児の身体発育・精神発達の確認及び幼児と保護者の状況に応じた支援・指導を行うことで、虐待防止を含めた健康の保持増進を図っています。

しかし、虐待が疑われる事例や発達に支援を要する事例が増加しているため、保護者の育児不安を軽減するための取組や発達支援についての取組強化が必要です。

《本計画での取組内容》

保健師が各地区へ足を運ぶ保健活動を展開するなかで、育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防に取り組みます。

妊娠期には、母子健康手帳の交付を看護職が行うことで、支援が必要な人を把握し、支援体制を整えます。

産後は、新生児・産婦訪問や母子保健推進員の訪問、保健師の訪問の実施等により、生後4か月までの乳児の全数把握と支援を特に必要とする家庭の支援を行います。

また、個々の状況に応じて、養育医療を含む低出生体重児への対応や一貫した健康相談、訪問指導等を充実させ、継続した支援を行います。

更に、心身ともに健康で、自分や相手を大切に思う気持ちを持った子どもを育む環境を整えるため、関係機関と連携しながら、「いのちと性」の教育に取り組みます。

第5号「医療・感染症予防体制の充実」

《これまでの取組と課題》

定期予防接種は、感染症予防の一環として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、市民の生命と健康を守る重要で有効な手段です。

特に子どもの予防接種は、健やかな育ちを支える役割を果たすことから、予防接種法の改正等が行われる毎に、時期をとらえて広く市民に周知し推進してきました。

医療体制は、地域の限りある医療資源を効率的に活用し、効果的な医療の提供を図るため、千葉県保健医療計画に基づき、特にかかりつけ医を持つことを推進しました。

また、東日本大震災の教訓を基に災害時の医療について関係機関と連携し、マニュアルを策定しました。

危機管理対策の一つとしての新型インフルエンザ等対策は、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しました。

《本計画での取組内容》

予防接種については、市民に対し効果及び副反応の適切な情報提供を行い、安全かつ効果的に実施します。

また、医療体制は、千葉県保健医療計画に基づき習志野市医師会と協力を図り、限りある医療資源を有効に活用できるよう努めます。

災害時の医療については、マニュアルに基づき訓練を行い、関係機関との連携を強化するとともに、市民へ周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国・県・市が一丸となった対策を推進するとともに、市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割を十分果たし、市民の生命と健康を守り、市民生活への影響が最小限となるよう、体制整備を進めます。

第2項「地域福祉の推進」

地域で安心して自立した生活ができるよう、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の支部活動への支援や地域福祉の担い手であるボランティアの人材育成等を、社会福祉協議会と連携して推進します。

また、新たに地域福祉活動に協力する事業者を増やすことにより、事業者による地域への見守りを高めるとともに、民生委員・児童委員や高齢者相談員と協力し、地域での見守り体制を構築し、地域で安心して自立した生活ができることを目指し、「地域福祉」向上を推進します。

第1号「地域福祉活動への支援」

《これまでの取組と課題》

地域福祉の推進にあたって、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動を支援し連携を図っています。

しかし、誰もが住みやすい地域社会を構築するためには、地域福祉の担い手であるボランティアの育成等について、社会福祉協議会・NPO 法人・ボランティア団体・町会・自治会等、住民を主体とした団体と更に連携を図っていく必要があります。

また、急速な少子超高齢社会の到来や地域社会における人と人とのつながりが希薄化していると言われるなか、本市においても公的な福祉サービスだけでは十分に解決しきれない多様な問題が生じています。

《本計画での取組内容》

すべての市民が、健やかで笑顔に満ちた生活を送れる社会を構築するためには、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、皆が地域の一員として社会参加ができる、包容力のあるやさしい社会を醸成していかなければなりません。

そのためには、必要な福祉サービスの体制を示した地域福祉計画を推進し、地域に暮らす住民が主体となり、地域・関係機関・個々の活動を地域社会全体で進める仕組みが必要です。

そこで、地域福祉の推進役として、社会福祉協議会等の役割が今まで以上に重要となります。これら、各種団体の活動を支援するとともに、ボランティアの担い手と受ける人のニーズをとらえ、活動しやすい環境を整備します。

更に、地域福祉計画に基づき、市民・地域・福祉団体・事業者・市といったすべての市民が、様々な場面で様々な形態によるつながりを築けるよう支援します。

第2号「福祉的配慮のあるまちづくりの推進」

《これまでの取組と課題》

今後、超高齢社会を迎えるなかで、継続的なバリアフリー化への取組が求められています。

そこで、年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、その人らしい豊かな生活が送れるように交通バリアフリー基本構想及び特定事業計画のもと、バリアフリー対策に取り組みました。

また、低廉な葬儀の提供や市民サービスの向上を目的として、霊園事業と葬祭事業を実施しています。

海浜霊園は、少子化・核家族化等による継承者の減少を理由に、一般墓地より合葬式墓地の利用希望者が大変多くなっています。

更に、本市が加入する四市複合事務組合で運営する斎場事業は、利用頻度の増加により平成31(2019)年度には施設の限界に達する見込みで、新しい斎場の早期着工が期待されています。

《本計画での取組内容》

すべての市民が住みよいと思う社会にするためには、道路・施設等を使い良く整えるとともに、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い暮らすことができるまちづくりが必要です。

そこで、バリアフリー新法に基づく新たな基本構想及び事業計画のもと、すべての市民が利用しやすい公共施設の整備を促進します。

また、特別な配慮を必要とする人への支援体制の充実や環境の改善等による社会参加への支援と、それを受け入れる側の意識づくりに努めます。

霊園事業については、遺族が安心して弔うことができるよう、引き続き海浜霊園の環境維持を行います。

本市が加入する四市複合事務組合における斎場施設の建設・運営は、四市で協力して取り組んでいきます。

第3項「高齢者支援の推進」

超高齢社会を目前にしている状況のもとで、高齢者の社会参加促進と生きがいの充実を図るために、老人クラブの活性化や高齢者の交流学習機会の場の充実、就業の促進に努めます。

また、要介護状態にならないよう、知識や生活習慣づくりの方法について、地域活動のなかで幅広く呼び掛けを行い、健やかな高齢期を送るための生活習慣づくりを行っていく市民を増やします。

このことにより、市民同士が支え合う地域活動を展開する仕組みをつくり、高齢者の健康や生きがいづくりを推進します。

更に、介護が必要な状態になっても住み慣れた場所で生活できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて関係機関と連携を図る等、「**高齢者支援**」を推進します。

第1号「高齢者の生きがい対策と社会参加の促進」

《これまでの取組と課題》

高齢者が性別や年齢を超えて、地域の人々と交流し社会の重要な一員として生きがいをもって活躍するため、社会参加の促進や地域で活躍できる場の創出に取り組みました。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識・技能を地域社会で活かすことができる就労の場として、シルバー人材センターへの支援を行ってきました。

しかし、元気な高齢者が増加している一方で地域での関わりが希薄となり、高齢者が孤立化する傾向が問題となっており、人とのつながりや生きがいをもって地域で活躍できる場が求められています。

《本計画での取組内容》

高齢者が生きがいを持ち社会参加することは、高齢者の孤立化を防ぎ、更には介護予防や認知症予防にもつながります。

また、高齢者の持つ豊かな経験や知識・技能を活かしながら、積極的に地域に参加できる環境づくりや地域社会に活かすことができる関係を築くことが必要です。

明るく活力に満ちた高齢社会を実現していくために、老人クラブの会員増加と活性化、高齢者ふれあい元気事業の充実等、高齢者が参加しやすく生きがいを持てる環境を整えます。

そのほか、働く意欲のある高齢者の能力を活かす、シルバー人材センターの会員増加と就労先の確保・開拓を支援します。

第2号「介護予防の推進」

《これまでの取組と課題》

高齢になっても住み慣れたまちで、健康でいきいきとした生活を送れるよう、運動・栄養・口腔機能の向上、認知機能低下予防等の知識の伝達や実践をするための支援をしました。

超高齢社会を目前としているなか、市民一人ひとりが健康で自立した日常生活を送れる健康寿命の延伸が求められています。

介護予防については、多くの人が自らの課題として関心を持っていますが、日常生活のなかで運動等を継続していくためには何らかの支援や支えあい等の仕組みづくりが必要です。

《本計画での取組内容》

働き盛りの年代から、生活習慣病予防も含め介護予防に取り組める体制づくりが必要です。

要支援・要介護状態になることを防ぐための知識や情報を、あらゆる機会のなかで提供します。

65歳前後の、地域で生活時間が増える頃から、健やかな高齢期を送るための介護予防を実践できる市民を増やし、市民同士が支え合う地域づくりに取り組みます。

また、活動性や生活機能が低下することにより、買物等の家事が十分にできなくなったり、自宅に閉じこもりがちになったりします。

このような要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者については、早期に把握し適切な介護予防プログラムを提供する等の支援により、要介護状態になることをできる限り予防するように取り組みます。

第3号「高齢者支援体制の充実」

《これまでの取組と課題》

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、高齢者の抱える不安を軽減する支援体制の構築を推進してきました。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、認知症サポーターを養成し、認知症の方を支えるまちづくりに取り組みました。

併せて、成年後見制度についての普及啓発に努め、必要な方には市長申立て等の支援をしてきました。

今後も、高齢者が地域において孤立する傾向や認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域の支援体制を充実させていくことや高齢者虐待の未然防止・早期発見等の推進が求められています。

《本計画での取組内容》

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、市民・民生委員・児童委員・高齢者相談員等の制度ボランティア等が協力し支援する体制づくりを推進します。

また、地域包括支援センターを中心とした、地域住民や訪問系事業者の協力による高齢者見守りネットワークを更に充実していきます。

認知症高齢者とその家族を支えていくため、介護家族者のみならず、就学中の若い世代にも認知症の理解の輪を広めます。

高齢者が地域で尊厳ある生活を送ることができるように、虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進等、円滑な対応ができるよう進めます。

加えて、高齢者が在宅生活を送る上で、生活全般にわたって総合的に支援します。

第4号「介護サービス等の充実」

《これまでの取組と課題》

平成12(2000)年度にはじまった介護保険制度は、平成18(2006)年度からはより持続可能な仕組みにするため予防重視型へ転換が図られ、これまで、一体的に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において介護予防に重点的に取り組む等、介護サービスの充実に努めてきました。

しかし、介護保険を取り巻く状況は年々大きく変化し、介護を必要とする高齢者は増加し続けており、それに伴う介護給付費も増加し、介護保険料の上昇が避けられない状況になっています。

そのため、新たな介護サービス等の展開を視野に入れた、在宅サービスや施設サービス等の安定した供給体制の構築と更なる介護要望の推進が必要となっています。

《本計画での取組内容》

高齢化や介護給付費と介護保険料のバランス等を考慮した、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

また、要支援者が要介護状態になることや要介護状態の重度化を防ぎ、介護を必要とする高齢者の増加と介護保険料の上昇を抑制するため、引き続き、介護サービスと介護予防の充実に努めます。

更に、要介護認定及び関係機関との連携による介護給付の適正化を推進し、利用者に対する適切な介護サービスの確保と介護サービス事業者の適正な請求を促進することで、介護保険制度の適正な運営を図ります。

加えて、高齢者が支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域において、継続して安心した生活が送れるよう、関係機関と連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの五つのサービスを地域で一体化して提供する、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組みます。

第4項「障がい者（児）支援の推進」

障がいは、「目に見える障がいから見えにくい障がいまで」様々で、一人ひとりの障がいの程度や状況も異なります。

また、障がいのある人は、障がいによる生活のしづらさを抱えています。

その生活のしづらさは、心身の障がいに加え、健常者中心の生活環境や障がいについて理解されていないこと等によって生み出されています。

そこで、障がいを個性の一つとして尊重し、誰もが障がいや障がいのある人を正しく理解することで、互いに支え合いながら生きる社会の実現を目指し、それぞれの障がいに合ったきめ細かい生活環境の整備と支援体制の充実を図ります。

当事者や保護者等の家族が、一人で悩みを抱えない環境づくりに取り組むことで、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会を目指し「障がい者（児）支援」を推進します。

第1号「障がいのある人への理解の促進」

《これまでの取組と課題》

障がいや障がいのある人への理解を深めるために、当事者及び家族、関係機関や市民を対象とした啓発講座や発達支援基礎研修公開講座を実施しました。

また、障害者週間に併せ、広報習志野やホームページ等で啓発活動を行いました。

更に、小中学校の交流教育や福祉ふれあいまつり、障害福祉サービス事業所における販売活動等を通じて相互に交流する機会の確保に取り組みました。

しかし、障がいのなかでも発達障がい・高次脳機能障がい・内部障がい等は理解されにくいことや地域のなかで相互に交流できる機会が限られることが課題となっています。

《本計画での取組内容》

障がいや障がいのある人を正しく理解し、障がいを個性の一つとして尊重できるよう普及・啓発活動に努めます。

市民や関係機関・企業等に向けて広報習志野やホームページを活用し、情報を発信するとともに地域交流の場を拡大し、町会や自治会等の身近な地域での交流についても積極的に働きかけます。

市民向けの啓発講座には、障がい者自立支援協議会等の意見を反映させたものや、周囲から見えにくい障がいのテーマに取り組み、理解の浸透を図ります。

また、障がいのある子もない子も、ともに保育・教育が受けられる環境と体制づくりを継続して推進します。

更に、障がいのある当事者からの情報発信が促進できるよう、障がい者団体の活動への支援や活動内容の周知に積極的に協力します。

第2号「地域による支えあいの推進」

《これまでの取組と課題》

障がいのある人への地域による支え合いの推進を図る取組として、習志野市障がい者自立支援協議会では、生活の課題から地域に必要な社会資源等の検討を行っています。

また、身近な相談役である民生委員・児童委員の活動や社会福祉協議会による住民参加型家事援助等サービス、事業者毎のバリアフリーやユニバーサルデザイン等、障がいのある人に配慮した取組が行われています。

しかし、障がいのある人へのボランティア等、地域資源の開発とそれぞれの活動を有機的につなげる仕組みづくりが求められています。

《本計画での取組内容》

障がい者自立支援協議会の構成団体・組織を中心に、地域で活動する町会・自治会・ボランティア団体・NPO法人等を交えて情報交換・協議を行う地域ネットワークを広げます。

市民活動団体を増やしたり、各種ボランティア講座の周知等をしたりすることによりボランティアを育成し、障がいのある人を支える地域づくりを進めます。

また、障がいのある人がいつでも必要な支援を受けられるよう、身近な地域の支援者である民生委員・児童委員との連携を強化します。

更に、事業者やNPO法人等に障がいに対する理解と知識の普及に努め、障がい者の就労や障害福祉サービス事業所への生産活動の発注等、地域による支え合いを推進します。

第3号「生活環境の整備」

《これまでの取組と課題》

障がいのある人一人ひとりの状況に合わせて、福祉・保健・医療・教育等の情報提供をするとともに、情報伝達やコミュニケーション支援として、手話通訳者の派遣や点字・声の広報事業を実施しています。

また、交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的に道路環境のバリアフリー化や施設内の段差解消、多目的トイレ・オストメイトトイレの整備等を行っています。

《本計画での取組内容》

障がいのある人一人ひとりの心身の状況と生活環境に応じた支援を実施するために、ケースワーク技術の向上や相談支援事業の強化、専門職による相談、ケアマネジメントの提供体制の拡大に努めます。

また、手話通訳者等の計画的な養成に取り組み、派遣の拡大を目指すとともに、各種イベントや講習会で手話通訳者等を配置するほか、磁気ループの設置や点字資料作成等、正確な情報が伝達できるように努めます。

更に、障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、医療費の助成制度の充実と医療の受けやすい環境整備を進めます。

加えて、バリアフリー新法に基づく新たな基本構想及び事業計画のもとで、計画的なバリアフリーの推進や誰もが安全で安心して生活できる環境整備等と併せ、災害時において障がいのある方への支援に取り組みます。

第4号「相談支援体制・権利擁護の充実」

《これまでの取組と課題》

障害者総合支援法の施行や障害者基本法の改正等により、相談体制の強化と障がいのある人の家族に対する支援の充実の必要性が新たに示されました。

これらを受けたなかで、ひまわり発達相談センターや障がい者虐待防止センターを設置しました。

また、相談支援事業の一部を民間委託し相談拠点を整備拡大することで、関係機関との連携を図りながら相談支援体制の整備を図りました。

障がい者の権利擁護については、個別に利用方法を説明したり、権利擁護の必要性について広報習志野等で啓発したりしているものの、積極的に活用されていない状況にあります。

《本計画での取組内容》

障がいのある人一人ひとりに対応した「生活の質」が向上できるよう、障がい者支援の経験と専門技術を持つ事業者の力を積極的に導入します。

発達に課題のある子どもと保護者への支援については、ひまわり発達相談センター・あじさい療育支援センターを中心として相談支援を推進します。

また、障がい者団体に関する情報提供を積極的に行い、同じ障がいがある立場で経験を生

かして支援し合える場、交流の場の拡大を図ります。

障がい者虐待防止と権利擁護については、障がい者虐待防止センターを中心として、障がいのある人を見守る体制整備と虐待の予防・早期発見と継続支援を進めます。

また、広く成年後見制度等の周知を図り、必要な人には利用支援を行う等、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。

第5号「一人ひとりに応じた支援の充実」

《これまでの取組と課題》

近年、発達障がいや高次脳機能障がい等が新たに障がい者として位置付けられたことと、精神疾患等の増加により、障がいのある人が増えています。

障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実を図り、地域特性に合わせた地域生活支援事業を行っています。

また、自立した生活や生きがい等を求め、就労を希望する障がいのある人が増えてきています。しかしながら、雇用が進む一方で、短期間での離職や職場内でのトラブル等、就労の定着が課題となっています。

多様な障がいの特性に対応できる障害福祉サービスの提供と乳幼児期から高齢期までのライフサイクルに応じた支援体制が求められています。

《本計画での取組内容》

生き生きとした豊かな生活を過ごすためには、健康で安定した生活を送り、更に余暇活動に参加したり就労したりすること等が必要です。

一人ひとりの個性や障がいの特性に合わせたサービスを、必要に応じ利用できるよう整備します。

併せて、乳幼児期から高齢期までのライフサイクルに合わせた継続的な福祉サービスの確保と充実に努めます。

また、就労を希望する人が、就労に向けた支援を受けられる相談窓口の充実や職場に定着できるための支援に取り組めます。

更に、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、障がいのある人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、スポーツや文化活動等の余暇活動に自ら参加していけるよう啓発に努めます。

第5項「社会保障の充実」

国では、生活に困窮している方の就労支援を強化し経済的自立を促すため、地方公共団体と公共職業安定所等が連携強化して就労支援を行う就労自立促進事業の推進を図っています。

本市においても学習支援や健康管理支援を継続して実施し、生活保護受給者の自立や健康で文化的な生活を送れるよう支援します。

国民健康保険については、保険給付費の増大の抑制に努めるとともに、国の制度改正等に基づき適切な運営を図り、収支改善を目指します。

併せて、制度の健全な運営を図るため、国に対して引き続き抜本的な見直しや財政支援の強化を求めます。

これら市民が安心して生活できる環境づくりに努め「**社会保障**」の充実を図ります。

第1号「生活保護等による自立支援の推進」

《これまでの取組と課題》

生活保護行政は、生活保護受給者の安定した生活と生活意欲の高揚を図るとともに、自立促進を第一の課題としています。必要なケースワーカーを配置し、生活保護制度の適正な実施に努めています。

そのなかで、近年急増する稼働年齢層に対する就労支援、疾病予防や重複受診等を抑制するための健康管理支援、更には生活保護受給世帯の児童への自立支援を目的とした学習支援等を実施しました。

しかし、平成20(2008)年以降の雇用環境の悪化により生活保護からの自立が難しくなり、新たに生活保護に至るケースが増え、生活保護受給者の急増が問題となっています。

《本計画での取組内容》

生活困窮者に対する支援制度の根底を成すものは生活保護制度であり、その適正な実施にはケースワーカーの生活保護受給者への対応が重要となります。

適正な人数のケースワーカーを配置し、個々のケースワーク能力の向上に努めます。

それにより、生活保護受給者の自立支援や生活保護費の不正受給の防止につなげ、生活保護制度の適正な運用を図ります。

また、自立支援については、ハローワークとの連携強化や就労意欲の喚起を図るための施策と、国のセーフティネット施策を活用した就労支援を推進します。

更に、健康指導に重点を置いた健康管理支援や生活保護受給世帯の児童の自立の促進を図るための学習支援・養育相談等を実施します。

第2号「国民健康保険の健全な運営」

《これまでの取組と課題》

国民健康保険制度は、制度発足当時の昭和36(1961)年と比較し、産業構造の変化や高齢化の急速な進展により、被保険者の状況も大きく変化しています。また、疾病構造も変化

し生活習慣病の有病者やその予備軍が増加しています。

これらの現状に対応するため、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実施計画「特定健康診査等実施計画」を策定し、事業の周知と受診勧奨等を実施しています。

しかし、生活習慣病予防のために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率・実施率を向上させることが課題です。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

国民健康保険については、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査・特定保健指導の実施方法等の事業を検証し、受診率・実施率を向上させ、保険給付費の増大の抑制に努めます。

また、国の制度改正等に基づき適切な国保運営を図るとともに、国民健康保険事業の歳入確保と歳出の抑制に努め収支改善を目指します。

なお、国保財政は構造的に財政基盤が脆弱であることから、制度の健全な運営を図るため、国に対して市長会を通じて引き続き抜本的な見直しや財政支援の強化を求めます。

第2節「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」

第1項「商業・工業・農業・観光の振興」

商業の振興と商店街の活性化では、身近で便利な商店街づくりや商店同士の連携、市民等の参加による地域と連携した活力と魅力創出への取組を推進します。併せて、個店の魅力向上や時代に対応した新しい魅力をもった商店街づくりを支援します。

また、地域の交流と商店街の賑わいの促進を図るため、商店街の空き店舗等を活用した地域交流施設等の設置や運営の推進、商店街共同施設の整備と運営を支援します。

中小企業の経営支援では、経営基盤の強化と経営革新や資金繰りの円滑化等、安定経営の支援策に取り組みます。併せて、変化する経済情勢と経営環境のなか、将来にわたって市内で操業できる環境づくりを推進します。

工業地としての環境づくりでは、利便性の高い流通経路や地区計画の導入を含めた良好な操業環境の保持を進め、工業集積の場としての魅力を創出します。

農業の振興では、効率のかつ持続性のある農業経営の確立を推進し、身近な消費者である地域住民との協働により幅広く都市型農業を推進します。

観光の振興では、「住んでよし」から「訪れてよし」のまちづくり観光を目指すとともに、友好都市や近隣市との交流を継続して推進します。

以上のように、中小企業や地域拠点である商店街の活性化、地域に根差した産業の育成、都市型農業やまちづくり観光を推進することで「商業・工業・農業・観光の振興」を推進します。

第1号「商業の振興と商店街の活性化」

《これまでの取組と課題》

商業の振興と商店街の活性化を図るため、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄や個店の魅力向上、経営の安定化支援、商店街と大型店が一体となったまちづくり、新たな連携の推進等に取り組んできました。

しかしながら地域商業は、経済情勢の悪化やデフレの慢性化、価格競争に加え、多様な店舗形態の登場等により、厳しい競争下にあります。

そのため、消費者の生活や消費スタイルの変化、多様化への対応、商店街の地域消費の場、交流の場としての機能低下が課題となっています。

《本計画での取組内容》

中小小売店舗と大型店との共存共栄を図るなかで、回遊性やブランド性を持ち合わせた魅力ある商業集積づくりを推進します。

個店・商店街・大型店等が一体となってまちづくりに取り組めるよう、組織力の強化や新たな連携の推進に取り組めます。

また、消費者の生活や消費スタイルの変化・多様化に対応できるよう、サービス機能や商品構成の向上等、時代に対応した新しい魅力をもった商業の振興に取り組めます。

地域の人々の日常的な交流やふれあいの場、地域の活性化の拠点である商店街を活性化するため、個店の魅力向上や次世代を担う新たな人材の育成、楽しく買い物ができる環境整備等を支援し、地域に愛され特色と魅力ある商店街づくりを推進します。

第2号「中小企業の経営支援」

《これまでの取組と課題》

中小企業の経営支援のため、金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して中小企業資金融資制度に取り組み、厳しい経済情勢のなか、資金調達や経営の安定化等に貢献しました。

また、安定経営の支援や経営革新を推進するため、市内唯一の経済団体である習志野商工会議所との連携や事業支援を行いました。

企業の安定経営の課題は、その時々々の社会情勢の影響を受けるため、融資制度の利便性の向上や中小企業の基盤強化と経営革新等の支援は、時代に即した形で提供していくことが求められています。

《本計画での取組内容》

中小企業の経営を支援するため、安定した資金調達環境を維持し、資金繰りの円滑化を図るための融資制度の提供や、習志野商工会議所と連携した経営基盤の強化と経営革新や安定経営の支援に取り組みます。

また、変化の激しい企業の事業環境のなかで、多様化する中小企業の資金ニーズに応えるため、時代に即した資金の検討と提供に取り組みます。

第3号「地域に根差した産業の育成と操業環境等の保持」

《これまでの取組と課題》

地域に根差した産業の育成を図るため、付加価値が高いものづくりのできる優良な市内企業の育成、産学民官連携による産業基盤の強化や新技術・新製品開発等の支援を行いました。

また、工業集積の場としての魅力を創出するため、交通アクセスの改善や住工混在解消等、良好な操業環境の保持に取り組みました。

しかしながら厳しい経済情勢のなか、デフレの慢性化や円高、企業間や国際競争の激化等により経営環境は厳しい状況にあり、経営や技術継承、新技術・新製品開発等への支援が求められています。

それらに加えて、企業の転出による産業の空洞化や住工混在も危惧されます。

《本計画での取組内容》

市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出の支援策に取り組むとともに、経営体質の改善強化と経営の安定化を支援します。

産学民官連携による産業基盤の強化や技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援するほか、操業環境や道路交通網の整備等、都市間や国際競争に負けない産業地域づくりに取り組みます。

市内で操業している企業の転出を防ぎ、併せて、新たな企業が進出しやすいよう、工業地の恵まれた立地条件を活かしながら、地区計画の導入を含めた良好な操業環境の保持に努めます。

また、補助制度や優遇制度等の検討等、各種操業支援施策に関係団体等と連携しながら、将来にわたって市内で操業できる環境づくりの推進に取り組みます。

第4号「都市型農業の振興」

《これまでの取組と課題》

都市農業振興策として、営農継続が可能な農業環境の構築が必要で、そのためには農家経営の安定と農業後継者の確保・育成が課題となっています。

本市では農業生産活動への支援を行い、農業従事者の生産意欲の向上を目的に都市農業支援事業に取り組んできました。

また、農業後継者の育成を目的に、各団体と協力し新規就農者の掘り起こしや研修会等への参加に積極的に取り組んできました。

農業の保全集約化では、良好な農地の保全と効率的な利用のために「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定し実施してきました。

更に、市産市消の推進とブランド化、特に習志野市産にんじんを使用した、にんじんジュースの生産を支援し、生産者の所得の向上に取り組んできました。

《本計画での取組内容》

都市農業振興のため、生産活動への支援と農家経営の安定を目指した認定農業者等の担い

手の育成・確保に向けた活動方針及び育成目標を定めた計画を作成します。

また、農業後継者育成確保及び地域農業の振興のため、千葉県指導農業士・千葉県農業士の認証に向けて推薦活動を行います。

更に、良好な農地を保全し農地を効率的に利用する手段として、農地所有者による市民農園開設促進や農用地利用集積制度を周知します。

市産市消の推進とブランド化を達成するため、食育活動の一環として習志野市産にんじんの活用、農業体験学習及び教育・健康関連事業や商業関連事業等と連携した、飲食店や小売店への地元農産物の供給によって消費拡大を図ります。

第5号「観光振興事業の推進」

《これまでの取組と課題》

本市の観光を振興するため、習志野市ふるさと産品業者会への支援、友好都市との交流、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との連携を行ってきました。

また、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」や「ならしの駅からマップ」等の観光振興ツールの作成、観光振興イベントの開催や「観光振興プラン」の策定等に取り組んできました。

本市の観光を振興するためには、様々な主体による関わりが必要であるため、市民等も含め全市的に連携・協力して取り組む必要があります。

《本計画での取組内容》

地域のなかで培われてきた、「商い・住まい（暮らし）・学び・集い」等、様々な暮らしのすべてが習志野市の観光資源であり、まちづくりの先に観光を見据えた、まちづくり観光を目指します。

本市におけるまちづくり観光を推進していくために、地域資源を活用したイベント等を開催し、本市の魅力を市内外へアピールするとともに、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」等の観光振興ツールを活用して本市のPRを行います。

また、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との観光振興を行うとともに、引き続き、習志野市ふるさと産品業者会への支援や、友好都市との交流を継続します。

第2項「新しい産業の創造」

市内における創業・起業を促進するため、習志野商工会議所等と連携し、創業・起業に関する相談業務やセミナーの開催等に取り組みます。

また、市内で創業・起業する場合の資金支援として、利用しやすい融資制度への転換や時代に即した資金提供に取り組みます。

更に、産学民官連携事業の拡充・強化を図り、新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取組を支援します。そのほか、市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係創出の支援に取り組みます。

併せて、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み「新しい産業の創造」を推進します。

第1号「創業・起業支援の強化」

《これまでの取組と課題》

習志野商工会議所と連携し、市民や本市で創業・起業しようとする方のための相談業務や意識啓発に取り組むとともに、セミナーの開催や創業時から創業後のフォローアップまで継続的に支援することで、新たな事業者の創出を図りました。

また、資金融資制度では、創業支援資金や独立開業資金を提供しました。

しかし近年、会社設立の要件緩和や多様化により、ベンチャービジネスやコミュニティビジネス、SOHO、学生起業等、市民等にとっても創業・起業が身近になってきているため、多様化する創業・起業に対応するための事業や補助制度等の環境整備が求められています。

《本計画での取組内容》

習志野商工会議所と連携し、創業・起業に関する相談業務やセミナーの開催、創業前から創業後のフォローアップ等に取り組みます。

また、市民に身近な創業・起業の方法や地域で経済をつくる手法として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネス、SOHO等による、創業・起業支援に取り組みます。

併せて、市内における創業・起業を促進するため、補助制度等の支援策や支援活動、創業・起業を支援するための環境整備、市内で創業・起業しやすい融資制度等、先進的な支援施策等の研究に取り組みます。

第2号「産学民官連携の推進による新産業・新技術の創出」

《これまでの取組と課題》

本市の潜在的な資源である大学や市民等を最大限に活用する環境を整えるため、産学民官の人的連携を基軸としたネットワークづくりや、企業が新技術・新製品の開発等、新事業分野に挑戦できるよう、習志野商工会議所と連携して各種支援策に取り組みました。

新技術や新製品の開発等の競争が激しくなっている一方で、開発には多額の事業費や時間が掛かるため、参入できない中小企業もあり、更に結果が直ぐに出ない場合もあること

から、幅広く中長期的な事業展開や支援等が必要です。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

本市の産業振興の基本理念である産学民官連携を基本に、開発資金や環境整備を含めた中長期的な支援策と産学民官連携事業の拡充・強化を図り、市内企業の新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取組を支援します。

また、市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出の支援策に取り組みます。

更に、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組みます。

第3項「就労環境の充実」

働きがいのある人間らしい仕事の実現を目指し、習志野商工会議所や習志野市商店会連合会等を中心とした事業者が加盟する組織と連携して、勤労者の福祉のための施策や事業者にメリットのある施策の周知を図ります。

また、求職者のニーズと企業の求める人材のミスマッチの解消のため、市内企業と求職者が理解を深めるための施策を国・県・習志野商工会議所等の団体と連携して推進します。

以上のように、「就労環境の充実」に努め、勤労者福祉の向上と就労支援を行います。

第1号「勤労者福祉の充実」

《これまでの取組と課題》

勤労者福祉の充実としてトレーニング室や体育場、テニスコート、研修室を勤労者が無料で利用できる勤労会館の運営に努めました。

また、勤労者の安定した生活を支えるために中小企業退職金共済掛金補助や労働金庫への預託を行うことで、勤労者の生活資金貸付の円滑化を図りました。

しかし、勤労者の仕事と家庭の両立や女性の社会的進出等、勤労者の働き方の多様化や企業の社会的責任等が求められるなかで、企業が勤労者福祉の充実に対して、どのように対応をしていただけるか、働きかけていくことが必要です。

《本計画での取組内容》

勤労者福祉の充実には企業の協力が不可欠であり、企業が勤労者福祉の充実を図りやすい環境又は仕組みをつくり、その時々々の社会状況に順応させた環境整備を推進します。

習志野商工会議所や習志野市商店会連合会等、多くの事業者が加盟している組織と連携して、勤労者福祉のための施策や事業者にメリットのある施策の周知を図ります。

第2号「雇用・就業の支援」

《これまでの取組と課題》

雇用・就労の支援のために、雇用相談や求人情報提供を行う、パートサテライトや高齢者職業相談室の運営、若年労働者のカウンセリングを行うヤングキャリアナビゲーション事業を国や県と共催で実施しました。

また、求人情報サイト「アクティブならしの」の運営や千葉県等との共催で就職活動を支援するセミナー等を開催しました。

しかし、厳しい雇用情勢が続くなかで、市民意識調査においては高齢者、障がい者、子育て支援、産業振興の各施策で取り組むべきものとして雇用・就労に関する施策が上位に挙げられており、雇用対策の一層の実施が望まれています。

《本計画での取組内容》

求職者のニーズと企業の求める人材の差や企業形態の変化、勤労者の働き方の多様化に伴

うミスマッチの解消のための施策をその時々社会情勢に合わせて実施します。

また、求人を必要とする企業と求職者のミスマッチを埋めるため、引き続き、国や県等の各種団体と連携して市内企業と求職者が理解を深めるための施策を実施し、併せて、市民や市内企業が気軽に雇用就労に関する相談や情報発信ができる環境を整備します。

（４）主な関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	平成26年度～平成31年度
（仮称）健康なまちづくり基本計画	平成27年度～平成31年度
次世代育成支援対策行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～（適宜改訂）
高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年度～平成32年度
障がい者基本計画（第3期）	平成24年度～平成29年度
障がい福祉計画（第3期）	平成24年度～平成26年度
障がい福祉計画（第4期）	平成27年度～平成29年度
男女共同参画基本計画	平成26年度～平成32年度
教育基本計画	平成26年度～平成31年度
特定健康診査等実施計画（第2期）	平成25年度～平成29年度
産業振興計画	平成27年度～平成31年度
バリアフリー基本構想	平成26年度～平成37年度
産業振興計画	平成27年度～平成31年度
観光振興プラン	平成25年度～平成26年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成18年度～平成26年度

第2章 安全・安心「快適なまち」

『第2章 安全・安心「快適なまち」』の基本目標

(1) 施策の体系及び項



(2) 本計画期間での取組

第1節「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

第1項「危機管理の推進」

東日本大震災の教訓を活かし新たな課題に対応するため、想定する危機についてマニュアルの整備を行い、その整備状況の進行管理を行います。

また、危機に対する研修・訓練の実施状況の進行管理を行うとともに、全庁的な危機事態を想定した、研修・訓練を実施します。

以上のように、市民が安心して生活を送るための備えとして、「危機管理」を推進します。

第1号「危機管理の推進」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災における経験を踏まえ、平成24(2012)年度に新たに危機管理課を設置し、市長直轄の組織として危機における統括・調整力の強化を図りました。

これに伴い、市民の生命・身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限にすることを目的として、危機管理指針の策定や地域防災計画の修正、緊急事態等対処計画の策定等に取り組みました。

今後は、多様化する危機への対応について、市・市民・事業者が担うべき役割を認識するとともに、実行できる体制を確立する必要があります。

《本計画での取組内容》

危機管理では、危機の発生を未然に防止するとともに危機の発生に備えることが重要です。

また、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を収拾し、その後、市民生活を平常に回復させることが重要です。

危機管理指針において示した、本市が想定する危機を念頭に、これらの危機に対して市役所の各部局でマニュアルの整備を行い、その整備状況の進行管理を行うことにより危機の発生に備えます。

また、各部局において実施する危機に対する研修・訓練の進行管理を行うとともに、全庁的な危機事態を想定した研修・訓練を、市・市民・事業者を対象として実施します。

第2項「防災の推進」

市民からの要望が最も高い情報伝達手段である防災行政用無線の拡充強化に努めるほか、多様な手段による情報伝達体制を構築します。

また、災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等により、市民の「自助」「共助」の力を高めます。

東日本大震災以後、公共施設の中で旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められています。が、むやみに耐震化工事を行うのではなく、建物を総合的に実態把握し効率的な対策を進めます。

しかし、すべての施設を更新することは不可能なため、公共施設再生計画基本方針に基づき、施設の複合化・多機能化を推進します。

公共施設を含む社会資本の老朽化は、確実にやってくる、想定内の緩やかな震災と言われており、施設の統廃合・複合化・多機能化による総量圧縮や長寿命化等を行い、施設の再生を実施します。

公共施設再生に向けては、一連の取組を、これからの時代を担っていく若者にも関心をもってもらい、コミュニケーションができるよう、合意形成を目的とした情報発信をします。

以上のように、災害時におけるソフト面での対策、ハード面での対策を進め「防災」に対する取組を推進します。

第1号「地域防災計画の推進」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災を検証した結果、様々な課題が浮き彫りとなりましたが、計画そのものの実効性に課題がある面と、計画の周知が十分でなかった面があることから、課題を踏まえた地域防災計画の見直しを行いました。

今後は、この計画に基づいて訓練を実施するとともに、情報伝達手段の充実や自主防災組織の拡充等、ソフトとハードの両面を更に強化することが必要です。

《本計画での取組内容》

東日本大震災で得た教訓や課題、市民や関係機関の意見等を踏まえ修正した、地域防災計画及び職員初動マニュアル等の各種マニュアルに基づき、実際に訓練を行うことにより実効力を高めます。

また、災害時における情報伝達手段として重要となる防災行政無線のデジタル化等、更なる拡充強化に努めるほか、多様な手段による情報伝達体制を構築します。

災害による被害を最小限とするためには、市民自らが自らの身の安全とまちを守るという防災の基本に立ち、市・市民・関係機関が連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要であるため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等により、市民の「自助」「共助」の力を高めます。

第3項「防犯の推進」

市民・事業者・警察・市等が連携を取り情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

更に、市職員による青色回転灯付き防犯パトロール車による市内パトロールの充実を図り、子どもたちの帰宅時間帯の安全確保に努めます。

以上のように、犯罪のない社会の構築に努め「防犯」施策の推進を図ります。

第1号「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進」

《これまでの取組と課題》

平成16(2004)年に、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を定め、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組を、市・市民・事業者で協働し推進してきました。

市内の犯罪発生総件数は、市民の防犯意識の高揚と地域防犯活動の効果もあり、件数は減少しています。

今後も、犯罪発生件数の抑制に努めていく必要があります。

《本計画での取組内容》

市・市民・事業者が連携を取り情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を行う団体の活性化を図る等、協働による防犯活動を推進します。

また、キラット・ジュニア防犯隊の活動を継続し、子どもたちの目線から見た施策を防犯対策に反映させます。

これまでも実施してきた協働による防犯への取組では、町会・自治会・関係機関団体等との連携を更に強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ることにより、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

更に、青色回転灯付き防犯パトロール車にて市職員によるパトロールを実施し、地域の安全確保に努めます。

第4項「消防・救急体制の向上」

消防・救急体制の向上は、市民の安全・安心な暮らしを守るためにも重要な課題であり、消防施設・車両・人員等の充実に加え、大規模災害時への対応や消防団との連携強化、職員の資質技術の向上等、すべてにおいて万全を期する必要があります。

また、高度化する救急業務への対応として救急救命士等の更なる育成と医療機関との連携強化、更には普通救命講習をはじめ応急手当の普及啓発を図り、行政と市民が一体となった「消防・救急体制の向上」を目指します。

第1号「消防力の強化」

《これまでの取組と課題》

市民の安全で安心な暮らしを守るため、老朽化した施設の改修・移設・建替・耐震診断の実施のほか、計画的な車両の更新を行いました。

併せて、時代を反映した職員の増員や配置、指揮隊の運用、救急救命士の育成強化のほか、職員の資質技術の向上にも積極的に取り組みました。

また、消防水利については、整備に向けた調査・検討や、開発行為に伴う指導等を行いました。

今後、施設の建替、耐震補強や大規模な改修を行う必要があり、これに併せ、車両や職員の配置の見直しも検討する必要があります。

《本計画での取組内容》

消防本部庁舎は、大災害においても防災拠点や対策本部としての機能を維持するため、市本庁舎と歩調を合わせて更新を進めます。

中央消防署秋津出張所については、耐震補強や大規模改修の実施について検討を進めます。

中央消防署谷津出張所については、JR 津田沼駅南口特定土地地区画整理事業の施行区域内に建替えを計画しています。

消防団詰所については、老朽化の程度に応じ建替えや改修等を行います。

消防車両については、車両整備計画に基づき逐次更新し、消防水利についても充足率の低い地域への設置を中心に計画的に整備します。

大規模災害時の対応については、行動計画の見直し、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援協定に基づく訓練・研修に積極的に参加するとともに、本市が被災した際の受援計画に関するマニュアルの策定を図ります。

また、職員については、いかなる災害にも対応できる知識技術の習得に努めます。更には、消防団組織との連携も一層強め、消防団組織の活性化を推進します。

第2号「救急体制の充実」

《これまでの取組と課題》

高規格救急車の整備、救急救命士や救急隊員の養成・育成を行うとともに、普通救命講習の実施や市内の公共施設に AED を配備する等の取組を行ってきました。

平成24(2012)年4月からは、「普通救命講習 市民受講率日本一」を掲げ、行政と市民が一体となった救急体制の構築を目指し、普通救命講習の指導者として協力していただける市民団体との協働による普通救命講習の実施及び啓発を行いました。

今後は、近年増加傾向にある救急需要や、今後の職員の大量退職に対応するため、更なる救急隊員の養成が必要となります。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

救急救命士の処置範囲拡大への対応、高規格救急車をはじめとする資機材の整備、救急救命士や救急隊員有資格者の養成等、救急業務体制の充実に努めます。

また、円滑な救急搬送の受け入れを確立するため、医療機関との連携に努めるとともに、救急車の適正利用についての啓発を進めます。

応急手当の普及啓発については、引き続き「普通救命講習 市民受講率日本一」を掲げ、市民団体との更なる協働を進め、普通救命講習の実施及び啓発を推進します。

第3号「消防指令センターの共同運用及び消防広域化への対応」

《 これまでの取組と課題 》

消防指令センターの運用は、単独整備におけるコスト問題や専門性の高い消防指令業務を充実させることで、市民サービスの向上につながるとの考えに立って取り組みました。

また、消防広域化への対応については、平成20(2008)年度に千葉県広域化推進計画が示され、本市消防本部は消防広域化検討委員会を設置し、検討した結果を消防委員会に諮りました。

このなかで、当面本市の特徴であるきめ細かな住民サービスを維持するため、単独消防を維持することが望ましいとされました。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

本市を含む、北西部ブロック11市による消防指令センターの共同運用については、平成25年度から開始した第1期運営の状況を注視しながら、平成32年度からの第2期運営に向けた作業部会等による人員配置や運用、維持管理、そのほか消防団との連携や消防隊運用等について調査・研究を進め、より高度な消防指令業務による住民サービスの向上を目指します。

なお、本市は、消防広域化ではなく、単独消防体制が望ましいとしていますが、今後、新たに国や県の方針等が示された場合は、他市の動向等も踏まえ慎重に対応します。

第4号「火災予防の推進」

《これまでの取組と課題》

火災発生と被害軽減を図るには、消防用設備の適正な設置、維持管理及び防火・防災管理体制を構築することが重要になるため、立入検査を重点的に行うとともに、消防訓練の指導強化や住宅用火災警報器の設置促進を行いました。

本市における住宅用火災警報器の設置普及率は8割を超え、全国でも上位の普及率となっており、火災による死傷者数も全国的に減少傾向となっています。

一方、消防用設備や危険物施設は、老朽化が進んでいるものが多く、これらを改善するには多額の費用と時間がかかり、今後、改修等がスムーズに行われるか懸念されるところです。

《本計画での取組内容》

近年、防火対象物は大規模化・複雑多様化するとともに、高齢者福祉施設等が増加しています。

また、老朽化が進んだ消防用設備や危険物施設が多くあり、火災発生時には大きな人的、物的被害が発生する危険性が高くなっています。

これらを踏まえ、立入検査のより一層の強化に加え、防火思想の普及啓発、消火・避難訓練の指導に重点を置き、従来以上にきめ細かな指導を行うことで火災発生と被害の軽減を図ります。

更に、住宅用火災警報器の更なる普及と維持管理について啓発を図ります。

第5項「交通安全の推進」

交通安全、交通マナーの向上では、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動以外にも啓発活動を行い、自転車放置禁止や自転車安全利用五則等、交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図ります。

交通安全に対する教育では、交通安全教室に地域住民も参加可能にし、交通安全教室の充実を図るとともに、市内の各保育所・幼稚園・小中学校・高校で交通安全教室を開催します。

交通安全施設では、道路照明灯の建替等、更新の必要が認められる際に、環境面に配慮しLED化の採用について検討を図ります。これらLED化については、市内の道路や駅前広場等のうち、路線を選定し、施設の更新時に積極的に導入します。

以上のように、「交通安全」の意識を市民とともに高めます。

第1号「交通安全運動・教育の推進」

《これまでの取組と課題》

交通マナー向上のため、放置自転車等の移送や放置禁止シールの貼り付けを行うほか、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動による啓発活動に取り組んでいましたが、市内では自転車利用者のマナー低下がみられ、全国的にも警察による自転車利用者の取締強化が実施されています。

また、市内の保育所・幼稚園・小中学校・高校で交通安全教室を実施するとともに、平成23(2011)年度からは、こどもセンターを利用している幼児とその保護者を対象とした交通安全教室も実施してきました。

今後は保護者や地域住民等の対象者拡大が課題です。

《本計画での取組内容》

引き続き、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動以外にも啓発活動を行います。自転車放置禁止や自転車が自動車同様車両の範疇にあること、自転車安全利用五則等の交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図ります。

また、幼児・児童・中高生対象の交通安全教室の実施については、その保護者や地域住民も参加可能にし、より多くの市民に交通ルールやマナーを学んでいただくため、ホームページ等で周知をし、交通安全教育の充実を図ります。

第2号「生活道路を含めた交通安全施設の整備」

《これまでの取組と課題》

近年の通学路における死傷事故の増加によって、市民の交通安全に対する関心が高くなっていることから、交通安全施設の設置要望が多様化するなかで、かつ具体性のあるものが増加しています。

交通安全対策を推進するため、防護柵や道路反射鏡等を中心に設置を進め、交通事故の抑制及び防止に努めました。

また、警察署と連携を図り、路面標示や信号機の現示改良等、交通安全対策に努めました。

しかしながら、厳しい財政状況のなかで、迅速に対応できない内容の要望も増加しており、対策の遅れや次年度以降への対応の先送り等も出ています。

道路照明灯等は設置後の経年劣化が多く見られ、施設の更新が必要な時期が到来してきていることが課題となっています。

《本計画での取組内容》

既存道路の安全対策では、通学路の安全点検も踏まえ、人と車の通行区分を視覚的に分離する等、歩行空間の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保に努めます。

また、線的な交通規制ではなく、面的な規制となる「ゾーン30」等の規制区域の設定については、地域の意向と所轄警察署の判断が合致した際、適切に安全施設を配置する等の安全対策に取り組みます。

自転車の走行環境では、近年、環境や健康面から手軽な移動手段として自転車利用が増加する反面、歩行者と自転車との事故が急増しています。

このことから、所轄警察署と協議を進め、走行レーンのネットワークを形成し整備を進めます。

道路照明灯のLED化では、環境面に配慮し、市内の道路や駅前広場等の箇所を選定し、照明灯施設の新設や更新の際に、LED照明灯を積極的に導入します。

第6項「消費生活の向上」

消費者が安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全の確保、商品や役務について合理的な選択ができる機会の確保、必要な情報の提供や消費者教育、迅速な被害の救済等が重要です。

こうした消費者の権利を尊重し、消費者の自立支援を推進するために、消費者教育や情報発信の拠点として消費生活センター機能の充実と強化を図ります。

また、消費生活侵害事犯に関する相談は即時に警察等に被害情報の提供を行い、被害拡大を防ぐほか、多重債務問題については弁護士相談や様々な専門機関につなげ、早期の解決を図ります。

消費者・消費者団体・事業者・事業者団体・市等が、それぞれの役割や責務について認識を深め相互理解できるよう、意見交換の場を設ける等に取り組めます。

自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するため、すべての年齢層を対象に被害防止のための情報提供を行い、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受ける機会を提供します。

以上のように「消費生活の向上」に努め、市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組めます。

第1号「安心して消費生活相談のできる体制づくりとセンター機能の強化」

《これまでの取組と課題》

消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識や情報の提供等により、消費者の自己防衛意識を高めて被害の防止に努めました。

また、消費者からの意見・苦情に対し、消費生活相談員による迅速かつ適切な対応に努めました。

しかし、近年の高度情報化・国際化・規制緩和等のめまぐるしい社会情勢の変化により、消費者が予期せぬトラブルや被害にあうことが多くなり、地域や家庭のつながりが弱まったことで、消費者被害も多様化・深刻化しています。

自分で解決できない、相談先がわからない等の不安を抱える相談者に対して、相談員は多くの専門的知識が求められ、解決が滞ると相談者の不安につながるため、安心して相談できる体制と経験豊富な相談員の確保が求められています。

《本計画での取組内容》

消費者トラブルに陥った時、相談先がわからない等の不安を解消するため、消費生活センターの業務や相談窓口の周知徹底を継続して行います。また、商品サービスの情報や契約知識を発信し、安全・安心な地域の消費生活を支える取組を行います。

複雑化・多様化する消費者被害を解決するために、早期解決に向けた多くのあっせん業務を実施し、消費生活相談体制の充実・強化を図ります。併せて、専門機関と連携を密にし、適切な情報提供・情報共有を行い、納得する解決に取り組めます。

相談業務にあたる相談員の資質向上を目的とした研修への参加を支援し、専門的知識を有する者から直接指導を受ける等、相談機能の整備・強化を図ります。

相談情報は、即座に全国消費生活情報ネットワークシステムのデータベースに登録し、情報発信を行います。これらトラブル情報を社会で共有することで、二次被害の防止や社会的な問題の解決につながり、相談者に対しては、被害を繰り返し受けることのないように注意喚起と消費者教育を行います。

第2号「消費者関係団体等との連携」

《これまでの取組と課題》

様々な機会を捉え、市民や消費者関係団体等と連携して消費者教育啓発活動を進め、毎年消費生活の向上のため役立つ知識や、社会情勢に沿った情報等を発信する場として、消費生活展を開催しています。

また、多発する消費者問題を皆で考えることを目的とし、食の安全・安心をテーマに消費者団体とともに専門的知識を有する講師を招き、市民講座を開催し多くの情報を発信する等、提起された消費者問題について意見交換等を行いました。

しかしながら、関心を持ち自ら学習の場に足を運ぶ方よりも、関心を持たない方にこそ消費者教育が必要な場合が多く、情報が必要でありながら、その存在を知らない方に対し、消費者教育啓発活動の方法を見直すことが求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

消費者に身近な消費者団体・事業者・事業者団体等と市が連携して、消費者が必要な情報や苦情・要望の把握に努め、消費者と事業者の情報力の格差を解消し、相互理解をすることにより消費生活の向上を図ります。

また、消費生活センターを拠点として、地域において消費者問題の専門家として活動している消費者団体・事業者・事業者団体等が相互に連携・協働できる場を提供する等の体制を整備します。

更に、消費者団体・事業者・事業者団体等による消費者教育を支援するため、事業者・事業者団体に相談員を派遣する出前講座等を実施し、消費者教育の担い手となる人材の育成等について連携を図ります。

第3号「自立した消費者になるための消費者教育・啓発・情報提供」

《 これまでの取組と課題 》

消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識や情報の提供等により消費者の自己防衛意識を高め、被害の防止に努めてきました。

しかしながら、複雑化・多様化し変化し続ける経済社会環境のなかで、自立した消費者になるための消費者教育は、契約や取引、商品の安全等に関する知識の習得だけではなく、法律・金融・環境面における自らの責任や判断能力を培うものであり、幼少期から高齢期まで長期にわたり行うことが必要となってきました。

また、消費者が理解することが難しい情報があられるなか、知らないことを知る機会として消費者教育・啓発事業を行い、相談の掘り起しを行うことが求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

高度情報化社会の進展により、インターネット・出会い系サイト・インターネット通販・オンラインゲーム・ソーシャルネットワーキングサービス関係の消費者被害が増加傾向にあるため、被害防止のための情報提供はすべての年齢層に必要となります。

大学生を対象とする出前講座だけではなく、18歳未満が就学する中学校・高校において講座を開催し、消費者被害の情報提供・消費者教育を行います。

高齢者についても高額な消費者被害にあうことが多いため、増加しつつある金融トラブルやインターネットトラブル等に対応できる、多種多様なメニューを揃えた出前講座を開催します。

自立した消費者を育成するためには、地域において積極的に消費者問題に取り組むことが必要であり、消費生活センターを消費者教育の担い手を育成する場として位置付けます。

また、消費生活センターでは、消費生活相談だけにとどまらず、様々な情報を集約することで、地域住民に消費者教育を提供する場とします。

第2節「暮らしを支える都市基盤の整備」

第1項「市街地整備の推進」

都市基盤の整備では、都市マスタープランに基づいた整備を推進します。

新市街地の整備では、奏の杜地区の整備が進み、まち育ての時期へと移行することから、防犯・景観・環境に係る各指針に則り、グレードの高いまちづくりを推進します。

既成市街地では、生活道路・公園等の整備を進め、防災性の高い快適で良好な住環境の創出を図ります。併せて、良好な住環境を保全するため、地区計画制度等の活用啓発を進めます。

市街化調整区域については、秩序ある土地利用を図るため、地権者や営農者と共に将来のあるべき姿を検討しつつ、地区の特性にふさわしい良好な環境の整備・保全を図り、一体的・総合的な土地利用転換を計画的に誘導します。

駅周辺の整備では、地区の特性に合わせて土地の高度利用や地域住民の合意形成を図りつつ整備を進めます。また、歩道改良等のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境の整備を進めます。

以上のように、住環境等の保全や駅周辺の整備等「市街地整備」を進めます。

第1号「住宅地における良好な環境保全」

《これまでの取組と課題》

比較的新しく開発された地区の一部では、地区計画制度を活用し良好な住環境の保全を図っています。

しかしながら、既成市街地の一部では生活道路や公園等の整備が不十分となっているほか、改善の必要のある地区が点在しているほか、宅地の細分化や用途混在が見られます。

生活にゆとりやうるおいのある快適なまちをつくる上では、都市景観に配慮したまちづくりが求められています。

このことから、市街地における用途混在の解消や防災機能の強化、円滑な交通流動の確保、良好な都市景観の形成等を計画的に進め、都市の安全性・利便性・快適性の向上を図る必要があります。

《本計画での取組内容》

既成市街地において、都市基盤が不十分な地区については、生活道路や公園等の整備を推進し、安全で快適な住環境の創出に努めます。

また、良好な市街地形成を図るため、景観に関する基本計画の策定や条例の制定に取り組みます。

快適なまちをつくる上では、良好な住環境を有する住宅地の形成や維持保全が必要となってきます。そこで、良好な住環境の保全を図るために地区計画制度等を推進します。

第2号「新市街地の整備」

《これまでの取組と課題》

これまで市街化調整区域の土地利用については、農業振興地域整備計画との整合性を図りつつ検討し、併せて、農家組合員等に対するアンケートの実施や農家組合員等との意見交換及び勉強会を開催しました。

しかしながら今後の土地利用について、農家や地権者の方々が様々な考えを持っているなかでは、土地利用の方向性を見定める作業は難航しています。

時代変化に適切に対応しながら、地域の特性を生かした総合的かつ計画的な土地利用を図ることが課題であり、市街化調整区域の将来的な土地利用について農業施策との調整が必要です。

《本計画での取組内容》

市街化調整区域の土地利用については、営農形態の変化や地区内の局所的な開発が見られるなか、それぞれの地区の特性や周辺環境等に留意した計画的かつ秩序ある土地利用を図ることができるよう、地権者や営農者と共に将来のあるべき姿を研究します。その上で、土地利用転換の機運の高まりがみられる地区においては、一体的・相対的な転換が計画的に図られるよう支援を行います。

新市街地として整備した奏の杜地区では、一定のまちづくりが終わり、今後は、まち育ての時期を迎えることとなります。

まち育てにおいては、住民や土地所有者を主体としたエリアマネジメント組織との連携のもと、防犯・景観・環境に配慮したグレードの高いまちづくりを促進します。

第3号「駅周辺の整備による賑わいの創出」

《これまでの取組と課題》

JR津田沼駅南口では、「市の顔」となる大規模開発が進められてきましたが、人口や交通量の増加に対応するため、安全性・利便性・円滑な交通流動が確保された駅前空間の再整備が求められます。

地域拠点でもあるそのほかの駅周辺は、魅力ある中心市街地の形成や、安全で利便性の高い駅前空間の創出等に留意した整備を図る必要があります。

また、急速な都市化への時代を経て、今後は市街地の活性化や環境への負荷の低減等の観点による都市機能の集約化、既成市街地の再編整備等が求められています。

《本計画での取組内容》

JR津田沼駅南口では、駅前広場の機能拡充に向け再整備の検討に着手します。

まずは、人口増加に対応する歩行空間の充実を図るため、橋上駅舎への昇降施設を設置するとともに、同駅周辺における開発の動向等を踏まえ、土地の高度利用を誘導しつつ都市機能を充実させ、グレードの高い文化の薫る駅前空間づくりに努めます。

また、JR津田沼駅北口における自転車等駐車場の利用対策については、隣接市等との協議を進め検討します。

更に、そのほかの駅周辺整備については、更なる商業業務等施設の拡充や良好な住宅地等の創出を図るため、土地等の利活用を検討するプロジェクトの設置や周辺地区住民・事業者との意見交換会の開催等を行い、合意形成を図りつつまちづくりへの取組を進めます。

駅は市内における重要な交通の拠点です。市内各駅周辺地区においては、円滑な交通流動や利用者の安全性・利便性の向上に向け、重点化・順序化を図りながら道路基盤の整備を推進し、安全でにぎわいのある駅前空間づくりに努めます。

第2項「住宅施策の充実」

住生活をより豊かなものとするためには、市民生活に深く関わる施策と連携して総合的な住宅施策を展開していく必要があり、その指針となる「住生活基本計画」を策定します。

住宅耐震化の促進では、所有者等に対する普及啓発・情報提供等に努め、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進します。また、特定建築物の耐震化率の改善を目指し、制度の詳細に係る情報発信に取り組みます。

公営住宅の維持管理では、既存市営住宅の建替え・改修方針を再検討する必要性があり、既存市営住宅の質的向上及び維持管理コストの縮減を図ります。また、民間活力の導入について検討を行います。

分譲マンションの再生では、今後建替え需要の増加に伴い支援事業が求められるなかで、定期的に実態調査を行い、維持管理や建替えに対する支援を行います。

また、公共施設再生計画と方向性を共にして、市営住宅の建替えや大規模改修等長寿命化等、ほかの公共施設と同様に、総量圧縮・民間活力導入・質的向上を目指します。

以上のように、市民の良好な居住環境の整備に努め、安心して暮らせる「住宅」の提供を推進します。

第1号「住宅施策の充実」

《これまでの取組と課題》

国は、住宅ストック量が充足している状況や本格的な少子超高齢社会の到来を背景に、これまでの住宅政策を全面的に見直し、量の確保から質の向上へと転換を図っています。

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進するために、平成18(2006)年に住生活基本法が施行されました。

本市においては、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して安全に暮らせる住宅・住環境づくりを進めています。

住生活の向上に向けて、助成事業・各種相談・あっせん事業の充実や住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの整備が求められており、住生活基本計画の策定が課題となっています。

《本計画での取組内容》

住生活基本計画や第2次千葉県住生活基本計画を踏まえ、住生活の安定の確保及び質の向上を目指して、本市の住宅施策の指針となる「住生活基本計画」を策定します。

この計画に基づき、福祉・環境・防災・防犯分野等といった市民生活に深く関わる施策分野と連携し、住宅施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、空き家・不良住宅への対策、環境に配慮した住宅の普及促進、住宅のバリアフリー化の促進等により、習志野市内における住宅ストックの適正な維持管理及び再生促進に取り組めます。

また、高齢者・障がい者・子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、既存の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を最大限活用した住宅セーフティネットの構築に取り組めます。

第2号「耐震化の促進」

《これまでの取組と課題》

地震による被害を最小限にとどめて安全を確保することを目的に、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断会を実施しています。

また、木造住宅耐震診断費及び耐震改修費の補助金交付制度を開始し、住宅の耐震化の促進に取り組んできました。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの建築物が甚大な被害を被ったことから、建築物の地震に対する安全性への向上意識が高まり、旧耐震基準や木造住宅以外の建築物における補助制度の拡充が求められています。

《本計画での取組内容》

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、「耐震促進計画」を策定しました。

この計画に基づき、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進させる施策を推進し、耐震化率

の目標を達成するために必要な施策を推進します。

そのための施策として、住宅及び民間の特定建築物の所有者等に対し、耐震診断等の必要性に関する普及啓発及び情報提供等に努め、地震による建築物の被害を最小限にとどめることで、市民の安全の確保を図ります。

また、住宅の耐震化率を改善するために、耐震化促進における制度の詳細に係る情報発信に取り組めます。

第3号「公営住宅の維持管理」

《これまでの取組と課題》

市営住宅については、老朽度・耐震性を考慮しつつ維持管理・改善に取り組むなかで、昭和30（1955）年代に建設された泉・東習志野団地の住棟において大規模改修事業を実施しています。

また、予防保全的な維持管理による建物の長寿命化及びライフサイクルコスト縮減を図るべく「市営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づき市営住宅の維持修繕に取り組んできました。

多くの市営住宅は建築されてから30年以上経過しており、今後においても、老朽度・耐震性を考慮した改修や、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化等を含めた居住環境の改善等による更新が課題です。

《本計画での取組内容》

市営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理への転換を図るとともに、老朽化・耐震化への対応、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化を含めた居住環境の改善等、更新における諸課題への対応を図ります。

また、住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するために、公共施設再生計画基本方針及び公共施設再生計画並びに住生活基本計画に合わせた市営住宅の建替えや改修、民間活力等の導入を踏まえた市営住宅の再生に努めます。

第4号「分譲マンションの再生」

《これまでの取組と課題》

本市では、マンションが居住形態の一つとして定着している一方、草創期に建築されたマンションにおいては、大規模改修や建替えの検討が必要となってきています。

これまで、定期的に市内マンションの実態調査を行うことで市内マンションの現況把握に努めてきました。

今後も、相談事業等をより一層充実させることが求められています。

更に実態調査の結果等によれば、マンション耐震診断費の助成、マンション管理士の派遣等の維持管理や修繕・建替え等に対する適切な支援も求められています。

《本計画での取組内容》

分譲マンションの維持管理等に対する支援や適正な管理運営の誘導を目指し、個別相談会開催に取り組みます。

また、今後のマンション建替え需要の増加や各種の支援要望に対して、市内の分譲マンションの課題等を把握するためにマンション実態調査を行います。

このことにより、マンションの建替えや維持管理に伴う課題を把握し、求められている耐震診断・耐震補強等に対する新たな支援制度の導入を図っていくことにより、マンションの維持管理や再生に対する支援を推進します。

第3項「道路交通施策の推進」

幹線道路網の整備では、防災面や安全で活力ある持続可能なまちづくりを推進する観点から、引き続き、効率的・効果的な整備を推進します。

都市計画道路については、社会情勢等の変化に伴い交通需要等も変化することから、これらの変化に合わせて見直しの必要性について判断します。

生活道路の整備では、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

市単独計画道路については、都市計画道路と同様に、具体的な整備の見通しが立っていない路線・区間も見受けられることから、見直しの必要性について判断します。

道路・橋梁については、修繕及び耐震化を進めて安全で安心な生活環境を確保します。また、コスト縮減や事業費の平準化等による効率的な維持管理や長寿命化を進め、既存ストックの有効活用を図ります。

交通不便地域の解消では、主要な生活施設等への利便性の向上を図るものとし、まちづくりとの整合性を図りながら、必要に応じて対策を実施します。

以上のように、市内道路網における更なる安全性・利便性・快適性の確保やバリアフリー化に取り組み、円滑な「道路交通」を推進します。

第1号「幹線道路網の整備」

《これまでの取組と課題》

広域幹線道路としては、千葉県が事業主体となる都市計画道路3・3・3号線、3・3・1号線、千葉市都市計画道路3・3・15号線外2線及び本市が事業主体となる3・4・4号線の整備を進めました。

また、幹線道路としては、本市が事業主体となる3・4・11号線及びJR津田沼駅南口土地区画整理組合が事業主体となる3・4・8号線、3・4・19号線の整備を進めました。

しかしながら、一部の路線については、事業施行期間が長期化し整備効果の遅れが懸念されるとともに、低迷する経済状況のなか、都市計画道路の整備の必要性等、見直しが今後の課題となっています。

《本計画での取組内容》

引き続き、本市の交流軸となる3・3・3号線をはじめとする各路線の整備を進めます。更に、新市街地の形成に合わせてJR津田沼駅南口周辺地区においては国道296号とのネットワーク機能を持たせるべく、都市計画道路3・4・8号線の未整備部分の整備に着手します。

一方、都市計画道路は、計画決定から50年以上経過した路線もあり、一部の用地買収のみで具体的な整備時期の見通しが立っていない路線も存在します。

また、今後は社会情勢の変化に伴う交通需要の変化等を踏まえ、都市計画道路の見直しの必要性について判断します。

第2号「生活道路網の整備」

《これまでの取組と課題》

市内には、十分な歩行空間が確保されていない道路や幅員が狭く消防車両や救急車両等の進入が困難な道路も多く存在します。

今後も高齢者や障がい者等にも配慮した、安全でゆとりある道路環境を整備していくことが課題となります。

生活道路としての機能を有する市単独計画道路は、本市が都市計画道路を優先的に整備していることや、ほとんどが市単独事業とせざるを得ないことから、一部の路線を除き整備を進めることが困難な状況となっています。

《本計画での取組内容》

生活道路網の整備においては、バリアフリー化の推進や道路通行の安全性の向上を図り、災害時の避難路や緊急車両の進入路の確保等、防災面の機能についても十分に配慮した整備を行います。

市道等においては、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者をはじめとする、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

また、自動車と歩行者・自転車等が円滑に通行できるよう、道路の改修・改良を推進します。

市単独計画道路については、社会情勢等の変化に伴い交通需要等も変化することから、これらの変化に合わせて計画の必要性や事業の実現性等問題点の抽出を行い、市単独計画道路の見直しの必要性について判断します。

第3号「道路・橋梁の維持管理の徹底」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災により、道路・橋梁等のライフラインの重要性及び液状化対策・耐震化対策について、市民の関心が高まっています。

これらは、全体的に老朽化が進行しており、日常パトロール等により道路施設の異常や損傷等を発見することにより、安全確保に努めてきました。

老朽化対応については、道路機能を保持するため、舗装の劣化や損傷部分の改修を行い、橋梁については目視点検により、劣化や損傷個所の把握に努めました。

しかしながら、厳しい財政状況のなかでは、迅速に対応できない状況も増えており、抜本的な対策の遅れや次年度以降への先送り等も出ています。

また、架設から30年以上経過している橋梁が13橋あり、老朽化の状況から今後の道路施設の維持管理には膨大な費用を要するため、その費用確保が課題となっています。

《本計画での取組内容》

道路・橋梁の計画的かつ継続的な維持管理により、市民の安全で安心な生活環境を確保します。

橋梁については、平成24(2012)年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を推進するとともに、耐震化対策にも取り組みます。

また、道路については、中長期的な視点で、コスト縮減や事業費の平準化等により効率的な維持補修に努めます。

第4号「交通不便地域の解消」

《これまでの取組と課題》

交通不便地域の解消を図るため、コミュニティバス検討委員会を組織して研究・検討を進め、市内3ルートで実証運行を行い、一定の目標を達成した、京成津田沼駅ルート・京成大久保駅ルートを本格運行に移行しました。

しかしながら、コミュニティバス導入後も市内には公共交通の空白地域等が存在しており、新たな地域公共交通の導入等、地域の実情に即した交通不便地域の解消が求められています。

このため、地域公共交通計画に基づき、東習志野・実籾地区においてワンボックス車両を使用した乗合交通の実証運行に取り組みました。

《本計画での取組内容》

高齢者や障がい者等の交通弱者をはじめとするすべての市民を対象に、鉄道駅及びその周辺地区や主要な生活施設等への利便性の向上を図るため、まちづくりとの整合性を図りながら地域の状況に合わせた対策を検討します。

また、コミュニティバスの運行を継続し、併せて、コミュニティバスの利用者増に向けたPRやサービスの充実を図り効率的な運行に努めます。

第4項「下水道整備の推進」

公共下水道の整備では、未普及地区の整備を進めます。また、雨水については、特に浸水被害の発生が予想される区域について整備を推進します。

公共下水道の改築・耐震対策では、老朽化した幹線管渠等の長寿命化計画を策定した上で改築更新と地震対策に必要な調査・設計・工事を行います。

雨水対策では、幹線整備を行うとともに、排水ますの整備、官民が役割を分担して雨水貯留施設や浸透ますを設置する等の対策を実施します。

以上のように、未普及地区での整備・耐震化等、市内各所へ延びる「下水道」整備の推進を図ります。

第1号「公共下水道の整備」

《これまでの取組と課題》

汚水については、津田沼・印旛・高瀬処理区の未普及地区の整備の推進及び津田沼浄化センターの高度処理導入等により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ってきました。

未普及地区の整備については、土地所有者の同意が必要なことや、津田沼浄化センターの処理能力との整合を図る必要があります。

また、雨水については津田沼・高瀬処理区の合流区域を重点的に整備しており、印旛処理区は汚水先行で整備を進めています。

しかし、局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加により浸水被害が見られるため、既存施設の能力不足を解消するための施設整備や低地部等における浸水被害の解消を図る必要があります。

《本計画での取組内容》

汚水については、津田沼・印旛・高瀬処理区の市街化区域の未普及地区を継続して整備するとともに、実籾本郷地区等の市街化調整区域内の既存住宅地への整備を推進します。

津田沼浄化センターについては、水処理施設・汚泥処理施設の高度処理化を推進し、既存の老朽化施設の改築と水処理施設の増設を推進します。

また、雨水については、津田沼・高瀬処理区の合流区域を継続して整備するとともに、局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加に対応するため、特に浸水被害の発生が見込まれる低地部や既存施設の能力不足となる区域について、浸水対策施設の整備を推進します。

そのほか、循環型社会の構築に向け、下水処理の過程で発生する汚泥等を資源化し有効利用に努めるとともに、下水道事業会計の公営企業会計への移行について検討する等、新時代の下水道事業を展開します。

第2号「公共下水道の改築・耐震」

《これまでの取組と課題》

本市では、昭和41(1966)年から下水道事業に着手しており、一部の施設では老朽化が著し

く、下水道施設に起因した道路陥没事故や地震による下水道施設の機能停止が近年発生しています。

施設の適正な維持管理や耐震化の重要性は高まっており、老朽化の著しい津田沼浄化センター・秋津污水中継ポンプ場及び幹線管渠の一部施設については、改築更新及び耐震化を実施しました。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、軌道及び緊急輸送路並びに避難路等の下に埋設されている管渠の耐震化事業も併せて取り組む必要があります。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

津田沼浄化センター・秋津污水中継ポンプ場・袖ヶ浦污水中継ポンプ場・幹線管渠等のうち、老朽化した施設については、予防保全的な管理を行うとともに施設の長寿命化計画を策定し、継続して改築更新を行います。

また、東日本大震災の教訓を活かし、地震に対する安全度を高め安心した都市活動が継続されるよう、災害時にも対応できる耐震対策を推進します。

更に、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」や被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進することを目的に、国が実施している下水道総合地震対策事業等を活用し、地震対策に必要な調査・工事を行います。

第3号「浸水被害軽減のための雨水対策」

《これまでの取組と課題》

大規模な浸水被害に対応できるよう、幹線管渠等の整備を進めてきましたが、污水管渠の整備を優先してきたことから、雨水管渠の整備は污水と比較すると遅れています。

局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加による浸水被害リスクが高くなっており、浸水に関する住民意識が急速に高まっています。

ゲリラ豪雨による低地部の浸水や道路冠水の増加により、管渠の整備や浸水対策が急務となりますが、雨水管渠の整備は施設が大きいことから多額の整備費用が必要です。

《本計画での取組内容》

集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短期間に大量の雨水が流出し、浸水被害リスクが増大しています。

リスクの軽減を図るため雨水に係る幹線整備を行うとともに、低地部や道路冠水の多発する地域については、排水ますの整備や官民が役割を分担して雨水貯留施設や浸透ますを設置する等の浸水対策を推進します。

また、ソフト的な対策として、内水ハザードマップを基に、浸水における避難勧告の実施等を行い、浸水被害を軽減するため、総合的な浸水対策を推進します。

なお、外水の影響により浸水被害が生じる谷津地区の浸水対策では、ゲートや雨水排水ポンプ施設及び雨水管の整備を千葉県と連携し進めます。

第5項「ガス・水道事業の充実」

将来にわたって、低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するという使命を果たすとともに、ガス・水道施設の耐震化および更新計画を策定し、災害等に強い管種への入替を目指します。

また、水道の安定供給では、水源確保のため定期的に取り水井戸の維持管理を行い、井戸の保全に努めるとともに、水質管理の徹底にも努めます。

以上のように「ガス・水道」事業は、公営企業として健全経営を堅持するとともに、長期にわたって安定供給が可能な施設整備を計画的に行います。

第1号「施設の維持管理」

《これまでの取組と課題》

本市では、ガス・水道の安定供給を目的として、導管等の更新事業を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図り安定供給を促進してきました。

また、水道では、経年化した配水池や耐用年数を経過した設備の更新を目的に第1給水場の更新事業を検討してきました。

ガス・水道販売量の減少等の厳しい経営環境のなか、安全・安定供給を継続するために、改善すべき施設整備を最優先に位置付け、災害時対策等について長期的な視点に立った整備を進める必要があります。

《本計画での取組内容》

本市では、快適な生活環境創造のために、ガス・水道の低廉な料金を維持しつつ、計画的な供給施設の整備を推進し、安定供給を図ります。

特に、東日本大震災以降、ガス・水道施設の耐震化及び経年化に伴う更新計画の策定が急がれます。

水道事業においては、今後も継続して第1給水場更新事業を推進します。

また、景気の後退やライフスタイルの変化等による、ガス・水道の販売量の減少をふまえ、ガス・水道施設の適切な整備計画を策定するとともに、ガス・水道施設の維持管理に努めます。

第2号「ガス管・水道管の計画的な更新」

《これまでの取組と課題》

ガス・水道の安定供給を図るために、経年管対策やガス漏洩・水道漏水多発地点及び軟弱地盤地域の入替について、既設管の埋設年度・管種等を調査し、ガス・水道管の改善を実施してきました。

しかしながら、埋設事業者及び道路管理者との協議等、関係各所との調整が求められています。

《本計画での取組内容》

東日本大震災により被災した道路の復旧が進むなか、埋め立て地域の入替を優先して導管網を更新します。

そのことに伴い、地震等の災害時の安定供給を図るため、供給停止エリア分け及び災害復旧を考慮した導管網のブロック化の検討が急がれており、より経済的に更新できるように総合的な見地に立った効率的な更新計画を推進します。

また、災害が発生した場合の対応についても職員が迅速な対応ができるような体制の強化と技術の向上を図ります。

第3号「水の安定供給」

《これまでの取組と課題》

安全で安定した水源確保を目的として、取水井戸の適切な運転管理や計画的な維持管理、安全な水を送るための水質検査計画に基づく水質検査を実施し、安定供給に努めてきました。

しかしながら、安定給水はもちろんのこと、よりおいしい水・より安全な水であることや地震災害時の飲料水確保に備えた災害に強い水道づくり等、維持管理体制を強化していく必要があります。

《本計画での取組内容》

今後も水源確保のために、取水井戸に対する運転管理の向上や定期的な点検等を実施し、施設の維持管理を継続して地下水源の保護を推進します。

また、蛇口をひねれば、いつでも安全な水が必要なだけ使えることを第一の使命として事業に取り組んできましたが、近年水道水の安全性に対する関心が高まってきていることから、計画的に水質検査を実施し、安全・安心な水道水の安定供給の強化に努めます。

第4号「市営ガスの利用促進」

《これまでの取組と課題》

ガスの安定供給はもとより、低廉な料金の維持、安全の確保に努めてきました。

また、JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業地内に、市営ガスを活用したエネルギー利用提案を進め、都市ガスの利用促進に取り組んできました。

少子高齢化の進展、中食産業の台頭、震災後には、エネルギーについての関心がこれまで以上に高まり、エコロジーに対する意識が高揚してきています。

この様な状況を踏まえ、今後はガス・電気・太陽光等、様々なエネルギーがもつ利点を活かした、効率的な組み合わせによる市営ガスの利用促進が求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

家庭用に対する営業の取組として、時代の変化に応じたエネルギーのベストミックスを考慮した提案を行います。

また、ガスフェスタ等のイベントや施設見学会を実施し、市営ガスのPRを通じて、ガスの利用促進に努めます。

業務用については、空調営業を中心にした店舗・事務所・公共施設等に市営ガスの利用促進を図るとともに、市営ガスを利用した冷暖房機等の空調機の導入を積極的に推進します。

第3節「自然と調和する環境づくりの推進」

第1項「地球温暖化対策の推進」

地球温暖化対策では、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギーに取り組み、新エネルギーの利用及び設備等導入について積極的に推進します。

また、市民・事業者向けの省エネルギー機器等に関する情報や国・県の補助制度等について、広報習志野やホームページ等を活用して周知するとともに、省エネルギー機器の普及施策の検討をします。

更に、公共施設等における市営ガス利用の促進を図るとともに、市営ガスを利用したガスコージェネレーションシステムの導入を積極的に推進します。

加えて、新エネルギー導入促進についての施策を検討し、新エネルギーに関する情報や補助制度等について、広報習志野やホームページ等を活用して周知します。

以上のように、国・県の施策を踏まえながら、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力・連携することで、地域レベルでの「地球温暖化対策」を推進します。

第1号「二酸化炭素排出量の削減」

《これまでの取組と課題》

地球温暖化防止を図るため、地球温暖化対策地域推進計画及び地球温暖化防止実行計画に基づき、市民・事業者・市が連携・協力して、省エネルギー対策や節電等、二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

また、こども園・保育所・小中学校等、公共施設の改築・建替え等の更新に合わせて太陽光発電システムを設置し、芝園清掃工場では、ごみを焼却する際の余熱・廃熱等を利用して発電する廃棄物発電を行っています。

東日本大震災により、エネルギー需給事情が大きく変化し、国ではエネルギー基本計画の抜本的な見直しが行われ、県でも千葉県地球温暖化防止計画の計画期間を延長しました。

このような国・県の動向を踏まえ、本市の地球温暖化対策推進計画も、新たな計画策定まで計画期間を延長しました。

《本計画での取組内容》

地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者・市が連携・協力し、省エネルギーに取り組むとともに、新エネルギーの導入を促進します。

公共施設にLED照明や高効率型の照明等の設置を推進するほか、クールビズ・ウォームビズ、昼休みの消灯等を継続して行う等、市自ら率先して地球温暖化防止のための施策を推進します。

また、家庭での省エネルギー行動や省エネルギー機器等の導入、オフィスの省エネルギーの行動や自動車使用の見直しの情報提供を行う等、幅広く普及啓発を行い、地球温暖化防止対策に取り組みます。

このほか公共施設等において、再生可能エネルギーの利用や設備の普及、省エネルギー機

器の導入を推進し、併せて、省エネルギー性能に優れたヒートポンプやガスコージェネレーションシステム等の普及の促進、電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入に取り組みます。

第2号「新エネルギーの普及」

《これまでの取組と課題》

国は、地球温暖化対策を図るため、新エネルギーとして、太陽光・太陽熱・風力・バイオマス・地熱等、再生可能エネルギーの導入・普及を促進してきました。

本市では国の政策を受け、一般住宅への新エネルギー設備の普及を促進するため、太陽光発電システムの設置費の一部および市営ガスを燃料とする住宅用ガス高効率給湯器の設置費の一部を補助してきました。

《本計画での取組内容》

地球温暖化対策として、一般住宅への新エネルギーの導入を促進するため、国・県の補助制度等を活用し、市民ニーズや社会経済情勢を踏まえ、新エネルギー設備の設置に対する補助制度を整備します。

また、新エネルギーに関する情報や国・県の補助制度等について、広報習志野やホームページ等で広く周知し、利用促進に努めます。

更に、環境負荷が少なく、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進に、企業局と協力・連携して取り組みます。

第2項「自然環境の保全・活用」

都市の貴重な自然環境として、市内各所に点在する大切な緑や里山を保護・保全します。
また、自然保護地区・都市環境保全地区を維持するため、自然・都市環境の保護・保全に対する理解・協力等について、所有者への働きかけを行います。

併せて、貴重な自然を身近に感じて親しむことができる場として活用できるように努めます。

谷津干潟を所管する環境省が実施する保全事業について、市は全面的に協力し、干潟の保全・活用に取り組みます。特にアオサの異臭対策について要請します。

また、環境学習・干潟体験等の各種イベントや定例活動及びボランティア事業の充実を図ります。

オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流や国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間で構成するラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加する等、湿地の保全・活用に向け、情報交換や国内外の自治体との連携を図ります。

以上のように、自然豊かな谷津干潟等の「自然環境の保全・活用」に努め、将来に残すべき自然の保護に取り組みます。

第1号「自然環境の保全・活用」

《これまでの取組と課題》

市内に残る貴重な自然環境の保護・保全に努めるため、自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然保護地区や都市環境保全地区を指定し、身近な樹林地の保全に所有者とともに取り組んできました。

また、市民から推薦された樹木を習志野市名木百選に指定し、名木百選ぶらっと散策マップの作成や名木観察会、里山の原風景が残る実籾本郷公園での自然観察会の開催等、自然環境の活用を行ってきました。

しかしながら、都市化が進むなか、貴重となった自然を身近に感じ親しむことのできる地域の緑地の保全が課題となっています。

《本計画での取組内容》

自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、指定した自然保護地区・都市環境保全地区を次世代に継承していくため、その土地所有者に将来にわたり継続していただくよう自然環境の保護や保全の理解、協力の働きかけを行います。

緑の基本計画の緑地の配置方針により、保全配慮地区・緑化重点地区の計画に基づく、緑地の保全事業を推進し、自然とのふれあいやレクリエーションを楽しめる場、災害時の避難場所として活用します。

第2号「谷津干潟の保全・活用」

《これまでの取組と課題》

谷津干潟のアオサの腐敗・堆積による鳥類の生息環境及び周辺生活環境の悪化の解消を図るため、市民クリーン作戦等の保全活動を実施してきました。

また、谷津干潟を所管する環境省が、谷津干潟の保全・活用、鳥類の生息環境改善を図ることを目的に開始した、国指定谷津鳥獣保護区保全事業に対し、より効果のある事業になるよう協力し保全に努めました。

しかし、アオサの繁茂は現在も続いており、腐敗・堆積を解消するため、除去等について効果的な方策が課題となっています。

《本計画での取組内容》

谷津干潟を所管する環境省が実施する国指定谷津鳥獣保護区保全事業が、より効果的な事業となるよう連携を強化します。

また、環境省と市の役割を明確化し、谷津干潟の保全・活用、アオサ対策等について協力して取り組みます。

湿地の保全や水鳥の保護に向けた湿地交流を推進するため、オーストラリア・ブリズベン市と湿地提携に関する協定を締結しています。また、国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間で情報交換や協力を行う場であるラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加しており、これらのネットワークを活用し、湿地の保全に向け、国内外の自治体や関係機関との連携を図ります。

第3項「公園・緑地整備の推進」

緑の基本計画に基づく公園・緑地の整備と併せ、公園維持管理について市民参加の取組を進めることにより、緑に対する愛着や親しみを提供できるように推進します。

また、市民とともに連携・協力しながら、緑豊かな都市環境を保全し、次世代に継承します。

更に、公共施設等の敷地内緑化及び事業所等との緑化協定締結の推進を行っていくとともに、地域花壇、街路樹やハミングロードの整備等を実施します。

以上のように、快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる「公園・緑地の整備」を推進します。

第1号「公園の整備・維持管理」

《これまでの取組と課題》

市内にある都市公園や緑地は、緑の基本計画に基づき、順次整備を進め、芝園公園の整備が完成しました。

また、防災公園として位置付けている谷津近隣公園の整備を進めています。

都市公園や緑地は、様々なレクリエーションや憩いの場として快適に利用していただくため、事業者による維持管理を行っているだけでなく、子ども会や町会等の協力による公園管理や地域花いっぱい花壇づくり事業に取り組んできました。

しかしながら、新たな公園整備や町会等による公園の維持管理の継続性確保が課題となっています。

《本計画での取組内容》

快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる公園や緑地の整備の推進を図るため、緑の基本計画に基づく、公園・緑地の適正な配置や整備を順次計画的に進めるとともに、公共施設や民有地の緑化等、緑豊かなまちづくりを推進します。

また、公園や緑地を安心・安全に利用できるよう良好な維持管理に努めるとともに、地域の公園や緑に対する愛着や親しみを持ってもらえるよう、今後も継続的に市民参加による公園等の維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進に努めます。

第2号「貴重な緑地の保全・創造」

《これまでの取組と課題》

緑地は、市民の良好な生活環境を形成する役割とともに、自然環境・景観の向上が図れる重要な施設であることから、これまで緑地の保全や整備を進めてきました。

また、公共施設のほか、住宅地・事業所・工場等の緑化の推進を図るため、事業者や市民に敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化の整備や保全を働きかけながら協力を求めてきました。

《本計画での取組内容》

本市では、これまで谷津干潟や里山等の市内に残る自然環境の保護・保全に努めるとともに

に公園・緑地等の整備に取り組み、緑のまちづくりに一定の成果をあげてきました。

今後も、市街地の進展に伴う緑の減少や都市防災対策の観点から、緑の保全・整備により一層努めていくため、緑の基本計画で定めた公共施設や住宅地・事業所・工場等の緑化の施策を推進し緑豊かな都市環境の促進・保全に努めます。

第3号「ハミングロード再整備の推進」

《これまでの取組と課題》

市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードの再生を図るため、ハミングロード再生基本計画や市民と協働しハミングロード再生実施プランを策定しました。

この実施プランに基づき、各地区の再整備を順次計画的に進めてきました。

しかしながら、実施プランで定めた完成の目標年次の達成ができないことから、今後整備計画の見直しを図る必要があります。

《本計画での取組内容》

ハミングロードは、緑の基本計画のなかで、緑の骨格を形成する市民交流軸として位置付けていることから、ハミングロード再生実施プランに基づく、地域性のある並木の形成や歩きやすい路面の整備等、優れた歩行空間の再整備の実施により、市民の憩いの場・交流や健康増進の場として、更に魅力的な緑の軸の形成を図ります。

また、緑道としての連続性を確保するため、未整備区間の整備を行うほか、現在のハミングロードの終点部を更に埋立地最西部まで延伸し、市民がより海辺に親しめる整備の実現に向けて取り組みます。

第4項「廃棄物等適正処理の推進」

循環型社会の実現のため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制（Reduce リデュース）・再使用（Reuse リユース）・再生利用（Recycle リサイクル）の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、分別の徹底による再生利用率の向上や積極的な啓発による排出ルールへの徹底に向け取り組みます。

今ある資源を有効に活用して資源化を推進するために、資源物を一時保管できるストックヤードの整備やそれに伴う旧清掃工場の解体に向けた取組を進めます。

清掃工場の老朽化対策として必要な整備等を行うとともに、長寿命化計画に基づいた整備や維持管理を行い、清掃工場の延命化を図ります。

また、更なるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減し、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

し尿処理では、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えながら、し尿処理施設の将来計画に基づき、効率的にし尿や浄化槽汚泥の処理に取り組みます。

以上のように、生活によって排出される「廃棄物等の適正な処理」を推進し、環境維持に努めます。

第1号「循環型社会の形成」

《これまでの取組と課題》

一般廃棄物処理基本計画の改訂を行い、本市の清掃行政の方向性を示しました。

また、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、再生品の提供、リサイクル体験教室や清掃工場・リサイクルプラザの見学会等による市民への啓発を行ってきました。

循環型社会の形成と推進に向け、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法に基づき、環境負荷の少ないごみ処理体系の構築が求められています。

《本計画での取組内容》

一般廃棄物処理基本計画改訂版に基づき、循環型社会の実現のため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、市民・事業者・市が一体となって、分別の徹底による再生利用率の向上や積極的な啓発による排出ルールへの徹底に向け取り組みます。

また、本市のごみの現状を、ごみの収集から処分に至るまで分かりやすくお知らせし、更なるごみの減量・分別・資源化に向けた啓発を推進します。

今ある資源を有効に活用して資源化を推進するために、資源物を一時保管できるストックヤードの整備やそれに伴う旧清掃工場の解体に向けた取り組みを進めます。

第2号「廃棄物の適正処理及び処分」

《これまでの取組と課題》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、安定的な収集や処理・処分に努めてきました。

芝園清掃工場では、燃えるごみや中間処理で発生する残留物等を熔融処理し、その過程で生成されるスラグ・メタルを再資源化し、前処理施設では、燃えないごみ・粗大ごみ・資源物等の破碎・選別等を行い、資源として再生利用に取り組みました。

また、ごみを熔融処理することで、埋め立てする残留物を抑える等、環境負荷の低減に取り組んできました。

しかしながら、平成14(2002)年11月に稼働を開始した芝園清掃工場は老朽化が進んでおり、老朽化対策及び長寿命化に向けた対策が課題となっています。

《本計画での取組内容》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、清掃工場の老朽化対策として必要な整備等を行うとともに、長寿命化計画に基づき、必要な整備や維持管理を行って清掃工場の延命化を図ります。

併せて、前処理施設等の施設について、計画的な維持管理を行い、安定的な施設の運転管理に取り組みます。

また、更なるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減し、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

そのほか、ごみ集積所等への不法投棄対策やルールに従ったごみ排出の啓発に取り組む等、適正な処理ができる環境を構築します。

第3号「し尿の適正処理及び処分」

《これまでの取組と課題》

し尿の適正な処理及び処分を行うため、縮小化整備を行う等、茜浜衛生処理場の安定的な運営に努めてきました。

しかしながら近年、公共下水道の普及による、し尿及び浄化槽汚泥量の減少により、安定的な処理が困難となることや処理単価の上昇、更には、茜浜衛生処理場の施設・設備が老朽化してくることから、し尿処理施設の将来計画に基づく整備が課題となっています。

《本計画での取組内容》

し尿や浄化槽汚泥の処理量は年々減少傾向にありますが、引き続き適正な処理処分を行い、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えながら、し尿処理施設の将来計画に基づき、効率的なし尿・浄化槽汚泥処理に取り組めます。

第5項「環境保全の推進」

地域環境への意識を持った人材を育成及び活用するため、谷津干潟自然観察センターでの環境学習や谷津干潟体験の充実を図ります。

併せて、谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育を支援します。

また、大気や水等の汚染は改善の傾向にありますが、国・県等の動向を注視しながら、有害化学物質への対応の強化を図り、定期的な調査や規制・指導を継続します。

そのほか、環境に対するマナーアップ運動等の強化を図り、行政と地域の協働で、まちの美観を守り、きれいなまちづくりを推進する体制を構築します。

以上のように、環境教育等を通して、市民とともに「環境の保全」への取組を推進します。

第1号「環境教育の推進と環境学習の促進」

《これまでの取組と課題》

環境教育の推進や環境学習の促進を図るため、市内全小学4年生を対象に、環境学習の場である谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援を行いました。

また、広報習志野やホームページ等で環境情報の掲載や環境月間に様々な行事を実施し、環境への理解と意識の高揚を図ってきました。

谷津干潟自然観察センターでは、干潟体験として、直接生き物と接する機会を設ける等、子どもたちに興味や関心を抱かせる事業に取り組んできました。

《本計画での取組内容》

交流の場である谷津干潟自然観察センターで、ボランティア事業の推進や自然案内人入門講座の実施をはじめ、地域の環境への意識を持った人材の育成及び活用に取り組めます。

また、市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援を今後も継続します。

市民の方々に自然への関心を抱いていただくために、谷津干潟自然観察センターが実施する環境学習・谷津干潟体験や谷津干潟ジュニアレンジャー等の活動及びボランティア事業の充実を図ります。

更に、広報習志野やホームページ等を活用し、環境情報の掲載や環境月間に様々な行事を実施し、環境への理解と啓発を行います。

第2号「生活環境の保全（公害防止対策）」

《これまでの取組と課題》

公害のない生活環境を確保し、健康で安心して暮らせる社会を実現するため、定期的調査による環境状況監視を継続するとともに、市条例に基づく事業者への規制・指導により公害発生の未然防止に努めてきました。

この結果、大気や水質等は改善の傾向が見られますが、土壌・地下水汚染が顕在化すると

ともに、PCB等の有害化学物質への対応が必要となりました。

これらの有害化学物質については現在もお新たな知見があり、それらへの速やかな対応が求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

大気・水質等の定期的な調査や条例に基づく事業者への規制・指導を継続し、引き続き環境の監視と公害の未然防止に努めます。

また、PCB・アスベスト・旧軍毒ガス等の有害化学物質及び東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、国・県の動向を注視しながら、対応の強化を図ります。

第3号「都市環境の美化と保全」

《 これまでの取組と課題 》

都市環境の美化と保全のため、市内各駅での「歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン」等による啓発や町会等による全市一斉ごみゼロ運動を行いました。

また、あき地の所有者又は管理者に対し指導を行い、看板等屋外広告物については、条例等に基づき必要な規制を行いました。

きれいなまちづくりを推進するには、より一層、啓発活動を行っていくことが求められます。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

歩きたばこ・ポイ捨てや空き缶等の投棄、違反ごみ出し、飼い犬及び飼い猫のふんの放置に対し、マナーアップ運動等の啓発活動の強化を図って行くとともに、環境美化推進員を中心として行政と地域が協働し、きれいなまちづくりを推進する体制の構築に努めます。

また、あき地に繁茂した雑草等が、火災又は犯罪の発生の原因にもなることから、所有者又は管理者に更なる理解をいただき、安全・安心なまちづくりを目指します。

更に、良好な景観を形成するため、看板等屋外広告物について、条例等に基づき必要な規制を行います。

(4) 主な関連計画

計画名	計画期間
公共施設再生計画	平成26年度～平成37年度
環境基本計画	平成19年度～平成32年度
生活環境保全計画	平成21年度～平成32年度
地球温暖化対策地域推進計画	平成21年度～
緑の基本計画	平成18年度～平成37年度
ハミングロード再生基本計画	平成15年度～平成26年度
一般廃棄物処理基本計画	平成24年度～平成33年度
循環型社会形成推進地域計画	平成25年度～平成29年度
下水道基本計画	適宜改訂 ～平成36年度
耐震改修促進計画	平成20年度～平成32年度
住生活基本計画	平成26年度策定予定
都市再生整備計画	平成24年度～平成27年度
市営住宅等長寿化計画	平成24年度～平成33年度
地域住宅計画（三期）	平成27年度～平成31年度
危機管理指針	平成26年度～
地域防災計画	H25年度修正～ 適宜修正
国民保護計画	平成19年度～
緊急事態等対処計画	平成26年度～
安全で安心なまちづくり基本計画	平成27年度～平成35年度
地域公共交通計画	平成25年度～
都市マスタープラン	平成14年度～平成32年度
橋梁長寿命化修繕計画	平成26年度～
ガス事業中期経営計画（第2次）	平成22年度～平成26年度

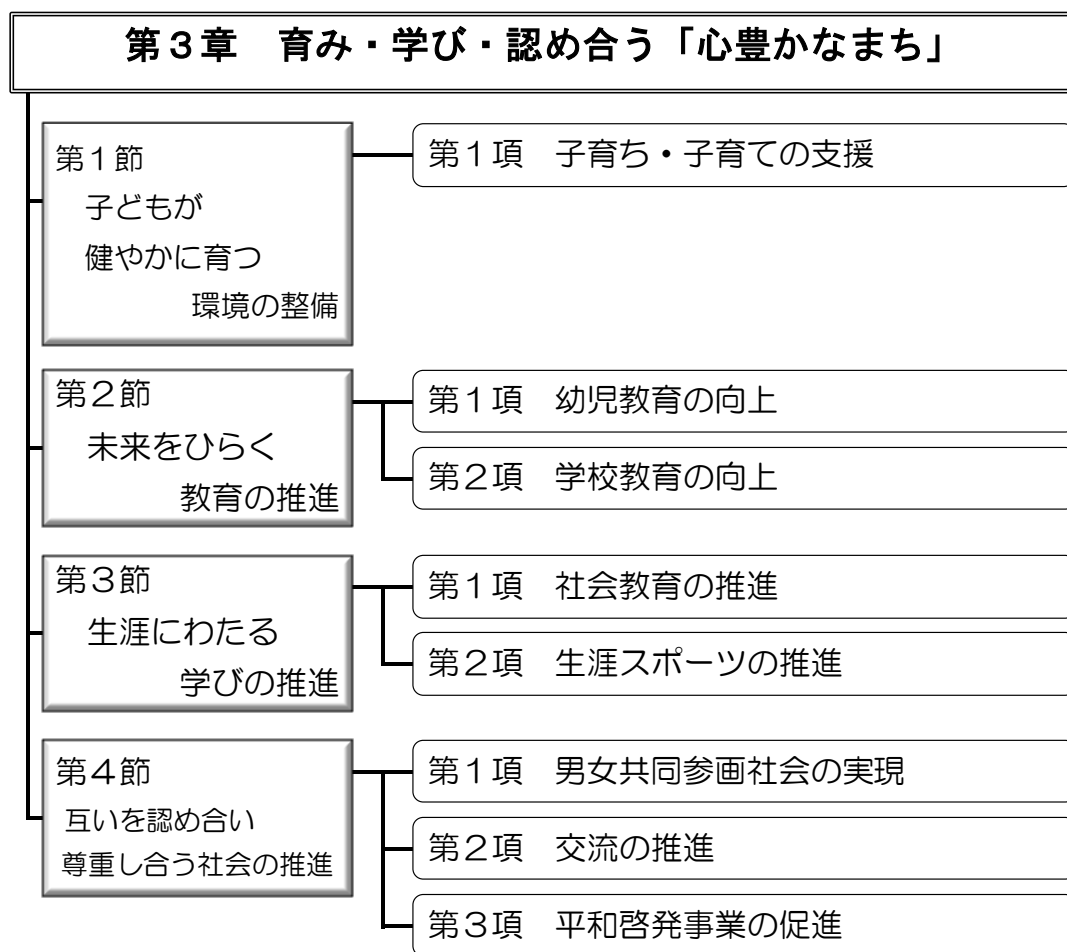
第2章 安全・安心「快適なまち」
第3節 自然と調和する環境づくりの推進
第5項 環境保全の推進

平成25年度 第3回長期計画審議会
資料1

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

『第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」』の基本目標

(1) 施策の体系及び項



(2) 本計画期間での取組

第1節「子どもが健やかに育つ環境の整備」

第1項「子育て・子育ての支援」

質の高い幼児期の保育と教育の一体的提供・保育の量的拡大・家庭における養育支援の充実を目的として、幼保一元化に取り組み、子育て・子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てと仕事の両立支援については、保護者が安心して働き続けることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。

子育てを進めていくなかでは、子育てに対する不安が大きくなることもあります。子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。

更に、様々な家庭の育児不安に対応するため、個々のケースに対応した相談・支援を行い、すべての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。

近年、家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念されていますが、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

以上のように、安心して子育てができるよう「子育て・子育ての支援」に取り組めます。

第1号「習志野の子育て・子育て支援の拠点づくり」

《これまでの取組と課題》

これまで本市が行ってきた保育と教育の一元化に加え、子育て支援への取組を重層的・包括的に実施するために、地域の子育て・子育て支援の拠点となるこども園を、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画に基づき、2施設整備しました。

今後は、保育需要の急増や保育ニーズの多様化、子育て家庭の孤立化、子育て力の低下による虐待の増加等、顕在化・深刻化する子育て家庭への支援が緊急の課題となっています。

《本計画での取組内容》

こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画に基づき、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の民営化も含めた再編を図ります。

拡大する保育需要への対応や充実した子育て支援事業の実施については、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定や体制整備も含めて、新たな子ども・子育て支援新制度に対応します。

今後も、こども園を地域の子育て・子育て支援拠点としての更なる内容の充実を図り、子育てや保育が地域のなかで安心して行われる環境を、関係機関、施設間の連携を図りながら整備します。

第2号「多様な保育サービスの充実」

《これまでの取組と課題》

保育ニーズの多様化について、市立保育所・こども園のうち4か所での一時保育や全ての市立幼稚園・こども園での預かり保育を行うとともに、市立保育所2施設を民営化し、柔軟にえられるようにしました。

今後も、こども園の整備による幼稚園・保育所の一元化の推進や子育て支援拠点の整備が求められるほか、既存施設の老朽化が課題となっており、早急な対策が必要です。

放課後児童会については、児童の良好な保育環境を整備するため、大規模化した放課後児童会を分割するとともに、学校休業日の開設時間を延長する等、市民サービスの向上に努めました。

今後耐用年数を迎える放課後児童会の施設は、公共施設再生計画を踏まえたなかで、施設の再整備について検討を行う必要があります。

《本計画での取組内容》

多様な保育サービスの充実を図るため、既存の幼稚園・保育所の一元化と子育て支援拠点としてこども園整備を推進するとともに、市立幼稚園・保育所の私立化を推進します。

併せて、一時保育・預かり保育や病児・病後児保育の充実を図ります。

更に、既存の保育所・幼稚園・こどもセンターの整備・改修を計画的に図り、子どもたちの生活環境を整えます。

待機児童対策や子育て・子育て支援サービスについては、子ども・子育て支援事業計画及びこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画の実施により充実を図ります。

あじさい療育支援センターについては、個別支援計画等に基づいて、児童福祉サービスによる児童発達支援と医療型児童発達支援及び障がい児相談支援等による療育を実施し、児童一人ひとりに応じた計画的な療育を実施します。

また、多様な療育ニーズの充実を図るため、ほかの児童福祉サービスの取組について研究します。

放課後児童会については、大規模化が見込まれる児童会は分割を推進し、児童一人あたりの生活スペースの確保に努めます。

また、東日本大震災を教訓に、安全対策マニュアルの再認識とそれを生かした避難訓練を定期的に行い、安心安全をより強固にします。

指導員の資質向上については、研修の内容を精選し、特に増加傾向にある支援を必要とする児童への対応や健康・安全対策等テーマを絞った実践的な研修を定期的に行います。

更に、各児童会が抱える保育問題等への対応として、放課後児童会相談員の派遣を積極的に行い、安全・安心な児童会運営を目指します。

第3号「地域との協働による子育て支援」

《これまでの取組と課題》

仕事と子育ての両立支援策として、ファミリー・サポート・センターを開設し、育児支援をはじめとして、家事支援・ショートステイを始めました。

子育て中の親子が気軽につどい、相談・交流できる場として、こどもセンター・きらっ子ルームやつ・きらっ子ルームおおくぼの開設、子育てふれあい広場・園庭開放・所庭開放を実施し、地域の子育て支援を推進しました。

絵本を介して親子のふれあいを支援するため、4か月児健康相談の場において、民生委員・児童委員の協力のもと読み聞かせを行うブックスタート事業を実施しています。

《本計画での取組内容》

仕事と子育ての両立支援として、ファミリー・サポート・センターの育児支援・家事支援・ショートステイ事業の充実と周知及び会員数の拡大を図ります。

また、こどもセンターやきらっ子ルームを利用した、会員同士による数時間の預かりを実施します。

様々な家庭環境の親子が来所するこどもセンター・きらっ子ルーム・子育てふれあい広場や園庭開放・所庭開放については、関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、子育て・子育て支援の充実に努めます。

ブックスタート事業については、絵本を介して親子がふれあうことの大切さを伝えるとともに、地域を担当する民生委員・児童委員の紹介及び活動の周知を図ります。

また、読書活動の推進につなげるため図書館活動との連携も視野に今後も取り組みます。

第4号「子どもを守り・支える取組の推進」

《これまでの取組と課題》

子どもへの虐待の早期発見や適切な保護等を図るため、保健師や家庭相談員等により養育困難家庭への積極的な訪問を行うとともに、具体的な育児に関する相談や技術的支援を行ってきました。

しかしながら、複雑・多様化し増加の一途をたどる、個別に支援が必要な家庭に適切に対応するため、子どもに対する支援策を集約するシステムの導入を進めました。

また、医療費等に対する保険診療自己負担分の一部を助成し、私立幼稚園等や認可外保育施設の保育料についても、保護者に対して補助・助成を行いました。

更に、地域のなかで分け隔てなく受けとめられ、大切に育まれる「ソーシャルインクルージョン」の理念の実現に向け、地域相談支援体制の中心拠点となる、ひまわり発達相談センターを開設しました。

《本計画での取組内容》

家庭児童相談については、相談員が保護者等からの相談に対応するほか、虐待の未然防止・早期発見・対応の充実強化を図るため、関係機関と連携し、情報共有・情報交換を行います。

ひとり親家庭の支援については、経済的な問題や精神面でのサポートも視野に、ひとり親家庭自立支援員による養育費や面会交流、就労支援等の相談及び情報提供を行います。

子どもの医療費等に対する一部助成や保育料の補助・助成については、国・県等の動向を注視し、厳しい財政状況を勘案したなかで取り組みます。

また、ひまわり発達相談センターでは、成長発達に課題のある子どもの支援システムを構築するため、個別支援計画に基づく切れ目ない相談支援体制を整備して、保健・医療・教育・福祉に携わる各領域の緊密な連携・協力体制の強化を図ります。

更に、子どもとその保護者に携わる支援者のスキルアップを図る研修事業を推進して、市全体の発達支援の質的向上を図ります。

第5号「青少年健全育成の推進」

《これまでの取組と課題》

青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動支援を積極的行いました。

また、子どもたちが放課後も安心して遊べるよう公民館等に子どもの居場所を設置しました。

併せて、児童生徒の緊急避難場所としての役割や不審者出没の抑止力として、子ども110番の家の拡大を図ったほか、青少年補導委員による街頭補導活動や青少年健全育成連絡協議会による補導巡回パトロール活動のなかで、青少年の非行防止や地域の環境浄化を推進しました。

しかし、青少年育成団体の活動については、各団体が単発的活動になり、各団体間の情報共有が希薄になっているという課題があります。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

青少年育成団体の支援については、青少年の健全育成に取り組む団体の連絡機関である、青少年育成団体連絡協議会のなかで各団体間の情報共有を行い、子どもたちの積極的参加を図るとともに行事や研修等、団体交流の場を設定します。

子どもの居場所については、活動場所を公民館等の室内に限定せず、地域と連携し、屋外でも安心して遊べる環境整備に努めます。

更に、地域そのものを大家族ととらえ、青少年の非行防止や地域の環境浄化を推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

第2節「未来をひらく教育の推進」

第1項「幼児教育の向上」

幼児教育のニーズが多様化しているなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な体と豊かな心を育む保育と教育課程の編成に今後も引き続き努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

更に、幼児期の保育と教育の充実を目指して、職員研修や園内研究、所内研修の計画的な実施や計画訪問での指導・助言により、職員の資質向上を図り「幼児教育の向上」を図ります。

第1号「幼児教育の充実」

《これまでの取組と課題》

就学前保育一元カリキュラムに基づく保育と教育を実施して、生きる力の基盤を培うとともに、規範意識の醸成や豊かな心と元気な体の幼児の育成のため、職員の資質向上を目指した研修を実施しました。

特別支援コーディネーターを中心とした支援体制を整備するとともに、臨床心理士による巡回相談の実施や個々の幼児や保護者に応じた指導・相談及び個別支援計画の作成を小学校の引継ぎに活かしました。

また、全職員で安全管理の徹底を図り、幼児の行動を予測しながら各施設で環境整備に努めました。

《本計画での取組内容》

生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な体と豊かな心を育む保育・教育課程の編成を推進します。

また、教育内容の充実を図るため、幼保の枠を超えた、就学前保育一元カリキュラムに基づく保育と教育を推進します。

更に、幼児期の保育と教育を小学校教育に円滑に接続できるよう交流や連携を積極的に図るとともに、幼児の生活が安全・安心に過ごせるよう安全教育の充実を推進します。

発育・発達に課題を持つ子どもとその保護者の支援については、継続的・継続的に個々の発達を促すことができるよう、関係各機関との連携を図り個別支援計画を作成します。

加えて、保育と教育の質の向上のため私立幼稚園と連携し、職員の研修体制を整えて参加を推進していくことで保育と教育の質の向上に努め、特別支援教育においても理解を得られるよう教育内容の充実を図ります。

第2号「家庭教育の推進」

《これまでの取組と課題》

基本的な生活習慣や生活能力、自立心や規範意識の確立、早寝早起き朝ごはん運動を中心とした食育の推進等、生きる力の基礎につながる教育を家庭との連携を図りながら推進しました。

家族のつながりの希薄化・核家族化・家庭の子育て力の低下等から、本来、家庭や地域での生活で経験すべきことや身につけるべきことが十分にできていないことが、その後の子どもの育ちに大きく影響しています。

《本計画での取組内容》

核家族化の進行や家庭の孤立化及び家庭力の低下による虐待の増加等、子どもを取り巻く問題は顕在化しており、家庭力向上への取組は本市の大きな課題です。

そこで、子どもの発達や発育に対する知識や子どもへの理解等の学習の機会を設定する等、積極的な家庭力の向上に努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣を確立し食育の推進に努め、子育てふれあい広場・園庭開放・所庭開放を通して、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

第2項「学校教育の向上」

特色ある教育として、一人ひとりを大切にした特別支援教育、「音楽のまち習志野」として広く知られる音楽活動、「習志野の王冠たれ」を合言葉とした習志野高校の文武両道の教育等を実践してきました。

今後も、教育に対する確かな信頼を築いていくために、「小さな都市(まち)の大きな教育」を充実・発展させます。

学校教育では、信頼される学校づくりに向けて、地域の風が行き交う学校づくり、いじめ・不登校の未然防止・解消に向けた取組の一層の進展を図ります。

教育の充実では、教職員の資質向上は教育における普遍的課題ですが、同時にその時代の社会の要請に的確に対応することが求められる新しい課題です。

そこで、計画的な研修の実施や学校訪問での指導・支援により、教師の一斉授業の指導力を高め、子どもたちの基礎・基本、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲の向上を図ります。

また、子どもたちの心と体を育むことが非常に重要であることから、教育活動全体を通じた道徳教育や自然体験学習等により豊かな心を育み、併せて学校体育及び社会体育の相互の充実により、たくましく生きるための健康・体力を培います。

更に、情報通信技術や教育機器の急速な発展に対応する指導技術の研究を進め、適切な整備と効果的な研修を実施します。

特に、音楽活動については「音楽のまち習志野」にふさわしく、人と人とを結びつける魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。

その上で児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域防災の担い手を育てる教育も実践します。

以上のように、豊かな人間性とすぐれた創造性を育む「学校教育の向上」を図ります。

第1号「信頼を築く習志野教育の進展」

《これまでの取組と課題》

家庭・地域に学校運営方針を周知して学校教育活動に対する関心を高めたり、学校が家庭・地域の意見を把握して学校運営に反映させたりするために、学校評議員制度やミニ集会等の活性化を図りました。

また、多様化する児童生徒や保護者からの相談に対応するため、相談機能を総合教育センターに移し、相談窓口の一元化を図りました。

特別支援教育の一層の推進のため、通常学級における特別支援教育の充実を図り、必要に応じて介助員を配置しました。

教職員の研修も計画的に進めていますが、研修体系・内容を更に見直し、効果的な研修を進めていく必要があります。

《本計画での取組内容》

いじめ・不登校の未然防止・解消に向けた取組の一層の進展を図るため、指導方針を明らかにするとともに、取組状況を点検して各学校に応じた支援・指導を行います。

開かれた学校づくりの進展のため、学校評価項目の検討・集計の効率化や地域との連携促進、学校便りの発行、ホームページの更新等を支援するとともに、地域全体で学校を支える体制の構築を目指します。

特別支援教育については、平成27年度に設立される県立特別支援学校を特別支援教育の中核として位置付け、各学校・関係機関が連携し一層の充実を図ります。

併せて、長期的な支援のための個別の教育支援計画に基づき、幼児の段階から義務教育終了までの期間に渡って、継続的な指導を行います。

また、わかる授業の展開や個に応じたきめ細かな指導に向けて研修の充実を図るとともに、総合教育センターを中心とした研修の体系・計画を更に改善し、習志野市の歴史を知り、習志野市を愛し、確かな指導力と情熱をもって教育実践する教職員の育成を図ります。

第2号「子どもの生きる力を育む教育の充実」

《これまでの取組と課題》

わかる授業・個に応じた指導に向けて、少人数指導や習熟度別指導を実施しました。

また、豊かな人間性を育むために、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家等の宿泊学習を展開し、幼小中の発達段階に応じた自然体験学習の充実を図りました。

併せて、生涯スポーツを見据えて、運動の楽しさや喜びを味わえる体育授業の展開や部活動・対外行事等の課外体育の充実を図りました。

生きる力、すなわち、知・徳・体のバランスのとれた力の育成を一層推進するために、学力調査の結果の検証と補充（知）、多様な体験活動の展開（徳）、学校体育から生涯スポーツへの円滑な接続（体）等が求められます。

《本計画での取組内容》

教育に関する施策・取組について、結果の検証と結果に基づく指導計画・指導方法の見直しが求められています。

そこで、本市独自の学力調査を分析し、分析結果に基づく各学校の授業改善に向けた取組を支援するなかで、確かな学力の定着を図ります。

また、豊かな人間性の育成に向けた道徳・人権教育や体験学習を一層推進するため、道徳教育等の全体計画の見直しを継続的に行い、研修会や校内授業研究会を通して、授業改善を行います。そのほか、正しい人権感覚を醸成し、平和に寄与する態度を養うために、関係機関と連携して人権教育・平和教育を進めます。

併せて、音楽のまち習志野ならではの豊かな情操を育てる芸術文化活動を推進するとともに、ボランティア活動の実施等により地域に貢献できる資質や態度を育てます。

更に、健やかな体を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図るとともに、地産・地消を推進して食育を充実させます。

これら、特色ある学校づくりを継続するなかで、各校の独自の研究教科・領域に基づく研究の推進、伝統的な行事や取組の継承を支援します。

第3号「子どもを未来につなげる教育の展開」

《これまでの取組と課題》

国際社会の進展に伴い、外国語による実践的コミュニケーション能力を育成するため、小学校における外国語活動を推進しました。

また、社会の変化に柔軟に対応できる資質・能力の伸長に向けて、情報活用能力や環境問題に主体的に取り組む意欲の醸成に努めました。

更に、東日本大震災後、安全教育や防災教育の見直しを図りました。

教育の結果を検証するための国の学力調査や本市独自の学力調査等では、本市小中学校の児童生徒の学力は国や県の平均を上回っていますが、活用する力を更に伸ばすために、教材・指導法を新たに工夫していく必要があります。

《本計画での取組内容》

基礎的・基本的な知識・技能を日常的な事象や教科のなかで活用する力を伸ばすため、適切な教材・課題に基づいた問題解決的な学習や、探究的な学習を取り入れた指導の方法や言語活動を重視した授業の進め方についての研究に取り組み、各学校の思考力・判断力・表現力を伸ばす教育の展開を支援します。

併せて、異校種間の連携、小学校における教科担任制等についての研究を行います。

姉妹都市タスカルーサ市の英語指導助手と連携し、異文化理解や文化の異なる人々と協調する態度を養う授業を工夫する等、国際化社会で生きる資質・能力を培う教育を行います。

キャリア教育の一層の充実等により自主自立の精神を確立し、併せて、情報モラルの醸成・情報活用能力の育成等により、社会的な規範意識を培います。

また、市の防災計画と整合性を図りながら、地域防災の担い手としての防災・減災の力を培う教育を展開します。

第4号「魅力ある市立高校づくり」

《これまでの取組と課題》

創造性豊かな人材を育成するために、地域に開かれた学校づくりや生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育の展開を図りました。

また、高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、校内LANを整備しました。

更に、知・徳・体のバランスのとれた力の育成、正しい勤労観をもって将来の設計をおこなう力の育成に努めました。

市立の高等学校として、部活動を始めとする市民からの習志野高校への期待はたいへん大きいものがあります。今後は、創立以来掲げる文武両道の充実に向けて、一層の学力向上が求められます。

《本計画での取組内容》

習志野高校では、「習志野の王冠たれ」をスローガンに文武両道の教育を展開しています。そのなかで、一層の学力向上や授業の充実に向けて、生徒が主体的・計画的に学習を進める

ことができるよう、各学年・学期の学習の内容を記した「シラバス」を効果的に活用するとともに、習熟度別授業の展開・選択授業の拡大等、生徒のニーズに対応した教育指導方法の工夫・改善を行います。

併せて、生徒の生きる力を育成するため、キャリア教育の一層の推進や進路指導・校内LANを活用した授業の充実、更に校務処理の効率化を図る等の教育環境の整備に努めます。

また、部活動を通して礼儀を身に付け、目標達成に向けて粘り強く心身の鍛錬を図っていくことは、生徒の人間形成にとって重要です。部活動に対する市民の期待は大きいことから、今後も部活動を奨励し、人的・物的支援体制を整え、生徒の夢や目標の実現を支援します。

更に、開かれた学校づくりの一環として、授業を始め学校公開を積極的に行うほか、地域社会に学校の施設を開放し人材を派遣するとともに、地域で生徒のボランティア活動を積極的に行います。

第5号「教育施設等の整備・再生」

《これまでの取組と課題》

教育内容・指導方法の多様化や教育機器の高度化に対応するため、校内LANを整備しました。

また、学校施設整備計画に基づき、学校校舎・体育館の老朽化、アスベスト対策及び耐震化に取り組むなかで、清潔な学校トイレの乾式化整備を進めました。

更に、東日本大震災を教訓に、安全・安心な施設整備を喫緊の課題として、学校施設の耐震化の早期完了に取り組みました。

今後は、鹿野山少年自然の家の耐震化等の対策、学校給食センター更新の検討をしつつ、学校校舎・体育館の老朽化対策として早期に学校施設再生計画を策定し、公共施設再生計画と連携することが必要となっています。

《本計画での取組内容》

小中学校施設は、児童・生徒の急増期に建築された施設が多く、建築後50年を経過する建物が存在し、老朽化も顕著となってきました。

そこで、小中学校施設の長寿命化や建替え等検討を行い、公共施設再生計画と連携した学校施設再生計画に基づく小中学校施設の再生に着手します。

一方、今後の児童生徒数の推移や適正規模の検討を行いつつ、早期完了が求められる小中学校・高等学校施設及び鹿野山少年自然の家の耐震化の着実な実施や、更に学校施設の再生と併せた学校給食の自校化を推進するとともに、自校化による調理食数の変化を見込むなかで、老朽化した学校給食センターの建替え等の検討を行い、公共施設再生計画に基づく施行に着手します。

第3節「生涯にわたる学びの推進」

第1項「社会教育の推進」

幼児から高齢者まで、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じて、生涯を通じた学習を推進するため、活動の場を提供するとともに、学習・芸術・文化等の活動を自主自立して行うことができる体制づくりを図ります。

併せて、学んだことを地域活動に活かし、交流を通じて相互理解を図れる環境づくりに努めます。

また、老朽化が進む生涯学習施設については、サービスの質を落とすことのないよう機能の維持を図ります。

以上のように、生涯を通じて学べる「社会教育」を推進します。

第1号「生涯学習推進のまち習志野の推進」

《これまでの取組と課題》

「生涯学習推進のまち習志野」の実現に向け、公民館では各種事業を積極的に実施し、図書館ではインターネットでの蔵書公開及び予約受付と祝日開館を開始しました。

しかし、市民のライフスタイルは大きく変化しており、学習・芸術・文化活動を通じた生きがいの追及・自己実現・健康づくりの機会を求める声が高まっています。

また、今後も拡大・多様化する市民の学習需要に対応する必要があります。

公民館では、各種講座等の充実や組織化された団体が自主自立した活動を継続していくため、団体運営のノウハウを身に着けたマネジャーの育成が必要です。

図書館では、市民の課題解決に役立つためのサービスの充実や開館時間の拡大等の課題があります。

《本計画での取組内容》

公民館講座の内容や図書館の課題解決機能の充実に努めるとともに、大学や民間企業等と連携を図るなかで、幼児から高齢者までそれぞれの目的や志向、ライフステージに応じて、生涯を通じて学習に取り組める機会を提供します。

また、公民館において各種講座の充実や各種の団体が自主自立の活動を継続していくために、学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、マネジャーの育成を行います。

図書館においては、多様化する学習需要に応じて、電子図書の活用や視覚障がい者用資料の充実等、図書館資料の拡充を図り整備します。

第2号「芸術・文化活動の充実」

《これまでの取組と課題》

多くの市民が芸術鑑賞や文化活動の機会を持つことを目的として、芸術文化団体の活動を支援するとともに、公民館等において文化祭を開催し、市民の芸術・文化活動の発表の場を

提供しました。

また、習志野かるたを作成し、地域の歴史や文化の啓発を行いました。

そのほか、各公民館単位でコンサートを開催し、音楽を通じた地域社会づくりを行うとともに、文化ホールの自主事業を通して質の高い芸術鑑賞の機会を提供しました。

しかし、社会教育指導者の確保と養成を行っているものの、サークルや団体内の世代交代が進まず構成員の高齢化に伴い、その活動及び団体が縮小又は減少傾向にあります。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

多くの市民が自主自立して芸術・文化等の活動を行うことができるよう、文化に関する情報提供の充実を図りながら、芸術文化団体の活動を支援します。

また、団体間の交流活動を推進し、交流を通じた相互理解の機会をつくるとともに、新たな市民の取り込み、各団体の舵を取ることができる指導者の育成を図り、世代交代及び活性化を支援します。

第3号「文化財の保存・活用」

《 これまでの取組と課題 》

市民が郷土の文化財を深く理解し郷土を愛する心を育てるため、文化財の指定・登録に取り組み、調査及び活用の充実に努めました。

近年、埋蔵文化財に対する市民の関心は高く、埋蔵文化財保護における市の役割は大きくなっています。

また、生活様式の急激な変化により、文化財や歴史資料の散逸が年々増加することが懸念されます。

更に、東日本大震災で旧鴛田家住宅が被災し、大規模な復旧工事が必要となっているほか、谷津貝塚の埋蔵文化財発掘調査で出土した膨大な遺物を収蔵する施設の確保や展示等による公開が求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

東日本大震災で被災した旧鴛田家住宅の復旧に取り組み、次世代に継承していきます。

また、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料・古文書・文献・写真・民俗資料等の文化財や歴史資料は、市民が本市の歴史や文化を正しく理解する上で必要なものであるため、これらを収蔵・展示することができる場の確保を目指します。

併せて、文化財及び歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用を引き続き推進し、文化財の指定・登録に向けた調査に取り組みます。

埋蔵文化財については、保護体制を一層強化し、発掘調査と保存・活用の充実に努めます。

更に、本市の歴史を多くの方に身近に感じてもらうため、文化財調査や市史調査の成果を刊行物及び展示等を通じて市民に提供します。

第4号「社会教育施設の再編・整備」

《これまでの取組と課題》

安全で安心な学習環境を提供するため、計画的に耐震診断を実施し、IS 値が0.3 未満で早急に改修が必要な施設について、耐震工事を実施しました。

老朽化が進む社会教育施設について、今後の改修整備計画を策定する必要があることから、生涯学習施設改修整備計画策定委員会を設置して検討を進めてきました。

今後は、施設を継続して維持することが可能な施設整備を検討するとともに、懸案となっている中央図書館及び生涯学習センター構想をどのような形で織り込んでいくかが課題となります。

《本計画での取組内容》

公民館・図書館・コミュニティセンター等の老朽化が進む社会教育施設については、市民が安心して社会教育活動に取り組むことができるよう機能維持を図ります。

今後の市民ニーズの変化や交通アクセスの変化等、様々な社会環境の変化を踏まえ、建て替えだけではなく、施設の複合化等により市民が必要とする機能を効率的に提供できるよう公共施設再生計画に基づき検討を進めます。

また、中央図書館及び生涯学習センターの建設については、単独での新設だけではなく、複合化によりその機能を提供できる手法がないか検討します。

第2項「生涯スポーツの推進」

市民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図るため、「するスポーツ」のみならず「みるスポーツ」「支えるスポーツ」を通じ、「生涯スポーツ」を推進します。

第1号「する・みる・支えるスポーツの推進」

《これまでの取組と課題》

健康ブームの高まりにより、スポーツは単に競技を楽しむことから健康になるための手段としてとらえる人が増えており、誰でも気軽にスポーツができる機会や環境が求められるようになりました。

このようなことから、市民向けのスポーツ奨励大会やスポーツ教室の実施、学校体育施設の開放や総合型地域スポーツクラブの設立等、地域スポーツ活動の充実とそれを支えるスポーツ指導者の養成を図ってきました。

現在、すすんでスポーツをする人としらない人の二極化の問題や、スポーツ活動・スポーツイベント等についての情報発信・提供の仕方等が課題となっています。

《本計画での取組内容》

生涯スポーツの推進にかかる計画の目標として掲げている、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、多様化・複雑化する市民のスポーツニーズを調査・把握し、競技スポーツ・ニュースポーツ、幼児・青少年・高齢者・障がい者のスポーツ等、様々な分野・世代におけるスポーツ活動の充実を図ります。

特に、高齢化社会への対応や働きざかりの世代へのアプローチ等、積極的に取り組むとともに、スポーツ情報の収集、ホームページや広報習志野等の内容の充実等、情報発信や広報活動及びスポーツ活動に関する相談機能の整備にも取り組みます。

また、する・みる・支えるスポーツの推進を通して、スポーツによるまちの活性化を目指します。

第2号「健康・体力を育むスポーツ施設の整備」

《これまでの取組と課題》

市民一人ひとりが気軽に継続してスポーツ活動に取り組めるよう、施設の整備充実に努めてきました。

運動施設については、芝園地区にフットサル場とテニスコートを新設しましたが、計画に掲げていた多目的陸上競技場や西部体育館等のスポーツ施設の建設構想については、大きな進捗はありませんでした。

厳しい財政状況、狭隘な市域面積のなかでは新たなスポーツ施設の建設は難しく、既存施設の老朽化に伴う修繕・改修等の整備が求められています。

《本計画での取組内容》

これまでの計画に掲げていたスポーツ施設の建設構想については見直しを実施し、現在の袖ヶ浦体育館を中心とした区域をスポーツゾーンとしてとらえ、本市のスポーツ拠点となるよう体育館の建て替え時期に合わせ、スポーツ施設の再整備を検討し、スポーツ環境の充実に図ります。

また、既存スポーツ施設の老朽化対策として、計画的な修繕・改修を進めるとともに、市内小中学校体育施設のより効果的・効率的な活用や、市内の大学や企業との連携を図り、大学等が所有するスポーツ施設を一つでも多く市民のスポーツ活動の場として活用できるよう取り組みます。

第4節「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

第1項「男女共同参画社会の実現」

男女がともに生き生きとした豊かな人生を送るため、市民及び事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるため意識啓発を推進するとともに、夫婦間・パートナー間の暴力の防止と対応等に取り組み「男女共同参画社会の実現」を図ります。

第1号「男女共同参画社会の意識づくり」

《これまでの取組と課題》

男性も女性もすべての個人が責任を分かち合い、その能力と個性を充分発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例を制定しました。またその条例のもと、男女共同参画基本計画を策定する等、積極的な事業の推進を図ってきました。

しかし、社会生活の様々な分野で女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現には、解決すべき課題が多く残されています。より一層の男女共同参画社会の意識づくりが求められています。

《本計画での取組内容》

男女共同参画社会の意識づくりのため、市ホームページの活用をはじめ、講演会・講座の開催、情報紙やポスター・チラシの発行等による啓発活動に取り組みます。

また、毎年国・地方公共団体において実施している、男女共同参画週間にちなんだ事業や、女性に対する暴力をなくす運動週間を活用し、市民に対し男女共同参画に対する理解を求めていきます。

併せて、男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、施策の着実な実行に取り組みます。

基本計画の進捗状況については、引き続き男女共同参画審議会において事業評価を行い、その結果を毎年市民に公表します。

第2号「夫婦間・パートナー間の暴力の防止と対応」

《これまでの取組と課題》

夫婦間・パートナー間の暴力（DV）やセクシャル・ハラスメント等、女性が抱える悩みに対し、専門相談員による女性の生き方相談を開設し、被害者の保護・自立に取り組んできました。

また、男女共同参画基本計画 分野別計画（DV防止対策編）を策定しました。

しかし、DV 被害者からの相談は年々増加しています。DV は、人権を侵害する犯罪であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

《本計画での取組内容》

DV は、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれます。

また、その行為は子どもにも深刻な影響を与えます。

第2次男女共同参画基本計画に基づき、被害者に最も身近な総合窓口としての女性の生き方相談を周知するほか、相談体制の充実に取り組みます。

今後も、DV に関する啓発や被害者への相談・保護・自立に向けた支援に取り組みます。

第3号「ワーク・ライフ・バランスの推進」

《これまでの取組と課題》

男女共同参画基本計画や次世代育成支援対策行動計画に基づき、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目的として、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。

しかし、雇用・就労環境・子育て・老親の介護等、経済的自立や健康で豊かな生活時間の確保等のため、市民・事業所・行政が一体になって取り組むことが求められています。

《本計画での取組内容》

ワーク・ライフ・バランスが実現された社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任感を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、今後策定する第2次男女共同参画基本計画のなかで、基本目標の一つとして取り組み、市民や事業所への啓発に努めるとともに、産学民官が一体となって施策の推進を図ります。

第2項「交流の推進」

昭和61(1986)年に米国アラバマ州タスカルーサ市と姉妹都市提携を行い、両市の繁栄と変わらぬ友情を誓って以来、文化・教育・スポーツ等の様々な相互交流を通じて相互理解を深め、両市の友好と親善を図ってきました。

この多様な交流により、姉妹都市の目的でもある国際平和へ貢献し、市民の国際性を培い、本市の国際化を推進してきました。

国内においては、全国的な外国人登録者数がここ10年間で約30万人増加しており、外国人比率が高い都道府県・市町村を中心に、全国的にも在住外国人への支援施策が図られてきました。

本市の外国人登録者数も、10年前と比較して約1千人増加しています。このように、在住外国人の数は増加傾向にあり、国際化社会及び多文化共生社会への対応が求められています。

本市では、習志野市国際交流協会と連携し、姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心に、市民が参加できる事業の展開を通じて、市民同士の交流を促進します。また、多文化共生社会の実現に向けた事業の展開に努め、市民への国際感覚の醸成を図ります。

以上のように、多種多様な方法・考えのなかで「交流の推進」を図ります。

第1号「広報広聴機能の充実」

《これまでの取組と課題》

市民と行政との協働型社会の実現に向け、各種広報媒体を活用し積極的な行政情報の発信と、様々な手法による広聴を実施することにより、市民の要望・提案等を行政運営に反映させています。

広報習志野等の紙媒体が重要な役割を果たしている一方、インターネット等の電子媒体からの情報入手が拡大しております。

しかしながら、電子媒体の利用は高齢者層にはなじみにくい側面もあるため、これらを併用した効果的な広報広聴活動が求められています。

個別広聴においては、いわゆる民民問題の相談が多くなっています。これらは行政が直接介入できるものではありませんが、市民の安全・安心を守る観点から、解決に向けたサポートをどのように行っていくかが課題です。

《本計画での取組内容》

ソーシャルネットワーキングサービスを導入してその双方向性を活かすことで、市民の声を素早く行政運営に反映させることが可能であり、緊急時の情報発信及びシティセールス等にも高い効果が期待されます。これにより、ホームページよりも簡便で、更に即時性を持った情報の送受信が可能となります。

また、効果的な情報発信・情報収集を行うためには、広報習志野やインターネット等、複数の媒体を複合的に関連させ、広報広聴機能の充実を図ります。

特にインターネット上での種々のサービスは、今後ますます需要が高まっていくと考えられ、市民・事業者・市との連携を積極的に推進します。

個別広聴における、いわゆる民民問題については、市が直接介入することができませんが、解決に向けた助言や可能な支援を行う等、丁寧な対応に努めます。

第2号「姉妹都市交流の推進」

《これまでの取組と課題》

姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心とした様々な事業を通して、市民への国際感覚の醸成を図るため、文化・スポーツを目的とした青少年訪問団等の受け入れや派遣、市制施行50周年及び姉妹都市提携20周年、25周年といった周年行事において、記念事業訪問団の受け入れや派遣等の様々な交流を行い、相互理解と友情を育みました。

また、平成23(2011)年には両市とも自然災害に襲われましたが、両市民同士が互いに励ましあい支援しあうことにより、姉妹都市としてのつながりの尊さを再確認し、両市のきずなを一層強めました。

今後は、両市をつなぐ架け橋となる、市民レベルでの様々な草の根交流の促進に加えて、青少年を中心とした交流の促進が求められています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心とした様々な事業を通して、市民への国際感覚の醸成を図ります。

習志野市国際交流協会を中心とした姉妹都市交流の支援に努め、習志野市国際交流協会と連携して、市民同士、特に青少年を中心とした異国文化・スポーツ等の交流の促進を目指します。

第3号「多文化共生への対応」

《 これまでの取組と課題 》

在住外国人の住みやすさの向上を目指して、習志野市国際交流協会との協働による多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努め、習志野市国際交流協会では、行政資料の多言語化の対応、ふれあい祭等の各種交流行事や日本語学習教室の開催に取り組んできました。

しかしながら、多文化共生支援を進めるにあたり、多言語化した情報を即座に提供する方法や習志野市国際交流協会へ通訳を依頼する手段の整備が必要となっています。

《 本 計 画 で の 取 組 内 容 》

習志野市国際交流協会との協働により、在住外国人の住みやすさの向上や市民との交流を目指し、多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努めます。

また、習志野市国際交流協会や県の国際コンベンションビューロー等と連携し、平時より情報の多言語化に関する情報収集に取り組みます。

在住外国人との交流や住みやすさの向上を進めるためには、多言語に対応した情報提供を行う必要があり、習志野市国際交流協会へ通訳を依頼する手段の整備を行います。

第3項「平和啓発事業の促進」

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、様々な平和事業を展開し、市民の平和意識の高揚、特に若い世代への平和啓発を推進してきました。

戦後60年以上が経過し、人々の平和の尊さ、戦争の恐ろしさへの意識が薄れかけ、更に、悲惨な過去の過ちを知る方々が年々減少するという現状のなかで、習志野市原爆被爆者の会及び学校等との連携を図りながら、次世代への平和継承者の育成に取り組み「平和啓発事業の促進」に努めます。

第1号「平和啓発の促進」

《これまでの取組と課題》

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和を願い、市民の平和意識の啓発・高揚、更には次世代への平和継承者の育成を図りました。

8月6・9日の平和祈念式典の開催や小中学校での被爆体験講話、公民館等における核兵器廃絶平和都市宣言記念展の開催のほか、被爆地へ中学生・高校生を中心とした平和市民代表団の派遣等様々な事業を行ってきました。

しかしながら、時間の経過とともに、全国的に被爆体験を語る方が減少しており、被爆体験を直に聞く機会も減少しています。

《本計画での取組内容》

若い世代に対する平和継承を目指した事業を展開します。

被爆体験を語る方の減少への対応として、習志野市原爆被爆者の会と連携して、原爆投下後に広島・長崎に入り被爆した方や胎内被爆をした方、被爆二世の方による被爆体験講話の実施等、様々な講話方法の可能性を探ります。

また、教育委員会や学校と連携を図り、被爆体験講話の利用を促進するほか、本市が作成する被爆体験講話DVD及び広島市・長崎市のホームページ等で視聴できる被爆体験講話等、活用できる平和学習資料の情報を収集し提供します。

(4) 主な関連計画

計画名	計画期間
教育基本計画	平成26年度～平成31年度
スポーツ推進重点計画	平成26年度～平成31年度
男女共同参画基本計画	平成26年度～平成32年度
次世代育成支援対策行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画	平成26年度～平成31年度

III－２ 自立的都市経営の推進

～経営改革大綱の策定とその目的及び基本理念～

将来にわたり、住んでみたい都市・住み続けたい都市として選ばれ続けるためには、市民ニーズを的確に把握し、市民満足度を高めつつ、持続可能な財政のもとで最適な行政サービスを提供し続けていく必要があります。

そのためには、引き続き、人材・資産・予算・情報といった限られた経営資源を効率的・効果的に活用するなかで、自律的な財政規律の維持向上に努めなければなりません。

併せて、自立的な都市経営を持続可能なものとするためには、中長期的視点に立ち、本市独自の戦略的な見通しを持った上で、継続的に改革へ取り組むことが不可欠となっています。

更に、将来都市像を実現するための 3 つの目標の達成に向けた取組を着実に実行し、市民とともにより良い習志野市を築くためには、これまで取り組んできた行財政改革を更にステップアップし、将来を見据えた経営改革を実現する必要があります。

このことにより、基本構想の目標達成をしっかりと下支えをします。

また、政策の積極的展開と財政の健全化という、一見相反する要請に対応する持続可能な行政運営を行うためには、市民にとって魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供することのできる自治体経営を目指した、たゆまぬ努力が必要です。

行政サービスの最適化においても、市民満足度の向上への意識や市民への説明責任の重視等、住民主体のまちづくりという自治体経営にとって不可欠な改革にも積極的に取り組みます。

併せて、市民をはじめとする多様な主体が「公共」を担い、行政と役割分担していくこと、相互理解の上で責任を担い合い、連携することにより、まちづくりの課題を解決していく取組も進めていく必要があります。

以上を踏まえ、これまでの本市の行財政改革の基本的な考え方を引き継ぎつつ、自立的都市経営の推進を目的とし、本市における経営改革の取組を統括する「経営改革大綱」の基本理念を以下の通り掲げます。

◆経営改革の目的：『自立的都市経営の推進』

【経営改革の基本理念】

- 1 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供
- 2 持続可能な財政構造の構築
- 3 協働型社会における自治体経営の推進

【 経営改革大綱 計画期間 】

上記の目的を達成するため、前・後期基本計画期間（前期：平成 26(2014)から 31(2019)年度、後期：平成 32(2020)から 37(2025)年度）の各 6 年間と併せた「経営改革大綱」及び実行計画」を策定します。

平成 26～31 年度 (2014～2019 年度) 〔前期基本計画期間（6年間）〕	平成 32～37 年度 (2020～2025 年度) 〔後期基本計画期間（6年間）〕
第一次 経営改革大綱	第二次 経営改革大綱

～本市が目指す経営改革の基本的な考え方～

経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供

本市は、地方分権・地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化といった変化のなかにおいても、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源を有効活用し、最適な行政サービスを提供することで、市民満足度の向上を目指します。

同時に、引き続き自ら改革に取り組み、情報通信技術の活用等による積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の育成等、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取組を実行します。

持続可能な財政構造の構築

今後の本市の行財政運営上、特に影響の大きい課題である、公共施設の老朽化対応について、公共施設再生計画の実行により、将来のまちづくりを持続可能なものとするべく、計画的に更新を進め、公共施設の再生に取り組みます。

なお、改革を進める上では、経済が右肩上がりであった時代から形成されてきた、人口・経済の成長を前提とした思い込み、制度や行動様式等における増分主義の打破が不可欠です。社会経済状況の変化に応じた減分主義、もしくは負担を分かち合う発想への転換を行った上で、着実に改革を推進し、行政サービスを向上させつつ、健全財政を堅持するべく、経営改革の取組を進めます。

協働型社会における自治体経営の推進

地域住民やNPO・ボランティア・事業者等、地域社会を構築する多様な市民と行政が、お互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う、協働によるまちづくりを推進します。

併せて、民間部門における公共サービス提供分野の拡大等の状況を踏まえ、民間部門と競合する分野については、指定管理者制度等既存の制度に加え、新たな手法を研究・活用しな

がら、積極的に民間活力導入の拡大を図ります。

また、公民連携の考え方を一歩進め、民間事業者のノウハウを市民サービスの向上に役立てる観点から、優れた民間のアイデアを広く募り、市民満足度の向上につながる新たな価値に基づくサービスの創出を検討・実施します。

なお、協働型社会の推進においては、公共サービス領域を担う上での地域住民や民間事業者との役割分担も含め、地方自治体でなければ担うことができない「行政サービスの範囲」を明確化することが不可欠です。

更にこれまでの、「民間にできることは民間に」といった考えから一歩進み、「公務員でなければできない業務は公務員に、それ以外は民間に」と、時代認識が変化しつつあり、全国的な自治体による研究も進められています。このような状況を踏まえ、将来に向けた業務の外部化について、検討・試行にも取り組みます。

以上を踏まえ、経営改革大綱の目的を達成するための目標及びそれを実現するための基本的方向を次の通り掲げ、経営改革の具体的な取組を推進します。

なお、基本構想の将来都市像を実現するための自立的都市経営の推進において、本市の行財政運営上、特に影響の大きい課題については、基本構想期間（平成 26(2014)から 37(2025)年度）を通じた重点プロジェクトとして位置付け、取り組みます。

◆経営改革の目標と基本的方向

【 目 標 】

【 基本的方向 】

1. マネジメント力強化による計画的でスピード感ある行財政運営の推進	・ 持続的な行財政運営に係るマネジメントシステムの構築 ・ 中長期の財政予測に基づく、計画的・効率的な財政運営の推進 ・ スピード感のある市民サービスの向上
2. 効率的・効果的な自治体経営の実現	・ 定員管理の適正化 ・ 機能的な組織機構の構築と運営 ・ 事務処理手法の改善・内部管理業務の効率化 ・ 広域的な事務運営体制の整備・研究
3. 計画的な能力向上の取組による人材育成	・ 人材育成基本方針と同実行計画の推進 ・ 研修制度の充実 ・ 適材適所に考慮した人事配置 ・ キャリアデザインの支援推進
4. 公共施設の再生	・ ファシリティマネジメントの推進 ・ 公共施設再生計画に基づく施設整備の推進 ・ インフラ・プラント系施設の老朽化対策の推進 ・ 行政機能を効率化、向上させる新庁舎の実現（経営改革に資する庁舎） ・ 公有資産の有効活用による財源の確保
5. 財政の健全化	・ 内部管理的経費の抑制 ・ 最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し ・ 新たな分野及び手法を踏まえた民間活力の導入 ・ 税負担の公平性確保 ・ 資産の有効活用等歳入確保策の強化
6. 公民連携と市民協働の推進	・ 多様な主体が公共サービスを担うための公民連携手法の推進 ・ 市民協働により地域課題の解決を担う「市民の力・地域の力」の向上 ・ 開かれた行政運営の推進

重点プロジェクト 1 公共施設の再生

第 1 節 目標

.....

（１）基本方針

公共施設再生計画の基本方針は、習志野市の持続可能な行財政運営を念頭に、中長期の視点に立って将来のまちづくりを展望するなかで、様々な環境変化に対応しつつ、老朽化が進む公共施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を実現することが目的です。

習志野市が取り組む公共施設再生は、単に公共施設の老朽化への対処療法的な取組ではありません。私たち今に生きる習志野市民は、先人が築いてきた資産を利用し続けてきました。今度は私たちが時代の変化に対応した、より良い資産を将来の世代に引き続いていくことが重要です。

この取組は、行政のみで計画、実行するものではありません。市民、議会、行政が、専門的な知識を保有する大学や、様々な情報と資金を活用する事業者等と、それぞれの得意分野において協力・連携することで、新しい形の公共事業として実施し、ひいては習志野市全体に活力を生み出すことを目指します。

（２）施策の方向

公共施設再生では、基本方針に基づき、対象となる公共施設について、具体的な再生、再編成についての実施計画を示します。耐震改修、老朽化対策にかかる改修、長寿命化、環境負荷低減、建替え、再生建築による建替え、統廃合等、公共施設再生への手段として実施します。また、施設や設備の維持保全及び管理について、無駄な投資を行わず効率的に行っていくために、保有財産を資源と捉え、経営的視点に基づき総合的もしくは長期的視点からコストと効果の最適化を図ります。

① 保有総量の圧縮現在保有する公共施設を建替えるとして、建替え可能な割合は、過去の投資的経費から算出すると大変厳しいものとなります。耐用年数を経過した建物や統廃合による建替え等を除き、新たな施設の建設は行いません。統廃合により発生した未利用地については、原則として売却・貸付等による有効活用を図り、財源確保とします。

② 「機能」と「施設」の分離

「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」は可能な限り維持しつつ、施設数は削減します。単一用途の施設整備を止め、多機能化・複合化の推進をします。

③ 施設の質の向上

計画的な維持保全による、建物の長寿命化を図ります。施設や設備が壊れてから修繕する

「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方に転換し、施設や設備を大切に長く使用していきます。

第2節 施策内容

(1) すべての指針となる計画及び方針

- ◆ 計 画 名：『公共施設再生計画』
- ◆ 計 画 期 間：平成26(2014)から37(2025)年度
- ◆ 計 画 目 標：公共施設の更新費用と投資的経費財源のギャップを解消し、老朽化した施設を再生すること

(2) 公共施設の再生に係る施策分類

1) 公共施設再生に向けてのPDCAサイクルの設置

《主な取組》

- 公共施設マネジメント条例の制定
- 公共施設再生基金の創設
- 統計データ及び施設データの統一及び一元化と継続的な整理、評価システムの整備
- ファシリティ・マネジメントの実施と維持管理の効率化
- 施設情報と公会計におけるコスト情報との共有
- 財産管理との共有資産台帳作成
- 第三者委員会の常設

2) モデル事業の取組

《主な取組》

- 大久保地区公共施設再生事業の推進
- 市民サービスの拠点であり災害時対策拠点である新庁舎等建設

3) 各施設所管課との調整及び連携

《主な取組》

- 複合化・多機能化の推進
- 先進事例の収集
- 課題の解決に向けた新たな手法の研究
- 「学校施設再生計画」との連携
- 「袖ヶ浦スポーツゾーン構想」との連携
- 「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」との連携
- 「生涯学習施設改修整備計画」との連携

4) 市民への説明と外部への働きかけ

《主な取組》

- まちづくりの視点での分析
- 取組内容の情報発信
- 民間活力の積極的な導入と市民参画の機会拡大

重点プロジェクト２ 財政健全化

第 1 節 目標

（１）基本方針

平成 19(2007)年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の各比率を算定し、公表等を行うことが義務付けられ、また、財政の健全化や再生が必要な場合には、迅速な対応を図ることが責務となっています。自立した自治体経営のためには、これらの指標の健全化基準を上回らずに財政運営を行うことが必要です。

また、今後の人口の動向を踏まえると、生産年齢人口層の減少により市税収入の低下が予測される一方、歳出面においては、超高齢社会の到来により、高齢者福祉関係費等の社会保障費はますます増加するものと推測されます。

更に、高度経済成長期に集中して建設した公共施設の老朽化に係る更新問題も顕在化し、その対応は既に先延ばしすることができない状況となっています。この公共施設の再生に取り組むことは、必然的にその財源の確保として、新たな債務を生じさせることとなり、公共施設再生を進めるにあたっては、財源確保と適切な債務管理を行っていくことが、重要となります。

一方、本市では、平成 8(1996)年度以来の行財政改革において、内部管理経費の抑制、特に人件費の削減に重点的に取り組み、定員の適正化や各種手当等の見直しにより、人件費を着実に減少させてきました。今後も厳しい財政運営が続いていくと予測されることから、内部管理経費の更なる削減が求められます。市民サービスを維持していくためには、業務を円滑に遂行するために必要な人員を確保、維持しながらも、単に量的人数ではなく、業務内容に応じた職種別の構成、人材育成を踏まえた世代間のバランス、業務の繁閑に対応できる柔軟さが必要であり、より一層の努力により、最少の経費で最大の効果をあげる職員体制の構築を目指します。

その上で、「あれもこれも」、ではなく、「あれかこれか」という、“選択と集中”を基本とする事業の執行が不可避であることから、市民に納得していただけるよう、情報の公開による共通認識のもと、説明を尽くし、共に検討・議論しながら健全化を進めます。

（２）施策の方向

これからの自治体経営においては、「人材・資産・予算・情報」という限られた経営資源の範囲内で、既存事業を総点検し、施策の“選択と集中”による重点的な予算配分によって、予算総枠を圧縮していくことが求められます。

そのためには、高度成長期に身についた成長、拡大思考から、180度発想を転換して、身の丈に合った、安定、再構築思考への転換を図り、時代のニーズに適合しなくなっている、或いは、不要不急である事業の廃止、公共サービスの民営化への移行等、既存事業の見直し

が不可欠です。このような厳しい現実を直視するなかで、市民に最適なサービスが提供できるよう、あらゆる知恵を絞り、事業の見直しに取り組みます。

第2節 施策内容

(1) すべての指針となる計画及び方針

- ◆計画名：『第一次経営改革大綱』
- ◆計画期間：平成26(2014)から31(2019)年度
- ◆計画目標：マネジメント力強化による計画的でスピード感ある行財政運営の推進
 - 効率的・効果的な自治体経営の実現
 - 計画的な能力向上の取組による人材育成
 - 公共施設の再生
 - 財政の健全化
 - 公民連携と市民協働の推進

(2) 財政健全化に係る施策分類

1) 内部管理的経費の抑制

《主な取組》

- 人件費の見直し
- 定員管理の適正化
- 経費の削減

2) 最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し

《主な取組》

- 単独事業の見直し
- 補助金の見直し

3) 新たな分野及び手法を踏まえた民間活力の導入

《主な取組》

- 施設の民間化・民間委託等
- 業務の外部化・民間委託等の導入

4) 税負担の公平性確保

《主な取組》

- 収納率向上対策
- 受益者負担の見直し

5) 資産の有効活用等歳入確保策の強化

《主な取組》

●資産の有効活用

重点プロジェクト3 協働型社会の構築

第1節 目標

(1) 基本方針

複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、公共サービスをより効率的・効果的に提供していくためには、行政だけではなく、NPO・ボランティア団体・企業・学校・町会・自治会等、地域を構成するあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、これら多様な主体が協働によって、質の高いきめ細やかなサービスを提供していくという「新たな公共」の領域を創出していくことが必要です。

市は、公共サービスの担い手である NPO 等を積極的に支援するとともに、様々な主体が連携・協力してまちづくりに取り組める基盤を整えます。

そして、市民一人ひとりが地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、多様な主体による市民活動が活性化され、市民と行政がそれぞれの責任と役割を分担する協働型社会の構築を目指します。

(2) 施策の方向

地域には高齢化・子育て・環境・教育・防犯・防災等、様々な課題があり、市民ニーズが多様化・複雑化しているなかで、市民活動を促進し、地域課題の解決につなげていくことがますます重要になってきます。更に、こうした市民活動の促進を通じて地域が抱える社会的課題を解決するためには、まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等及び市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することが重要となります。

市は協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備、②活動拠点の充実、③市民活動の支援、④意識改革・人材育成、⑤市民活動団体等の連携・交流等、5つの分野で、協働を推進します。

第2節 施策内容

(1) すべての指針となる計画及び方針

- ◆ 計 画 名：『市民協働基本方針』
- ◆ 計 画 期 間：平成21(2009)年度から適宜修正
- ◆ 計 画 目 標：まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等と市が市民協働のまちづくりを推進すること

（２）協働型社会の構築に係る施策分類

１）推進体制の整備

＜＜主な取組＞＞

- 市民協働推進委員会の運営・改善
- ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）との連携

２）活動拠点の充実

＜＜主な取組＞＞

- 市民協働インフォメーションルームの運営
- 相談体制の拡充
- 市民活動に関する情報提供の充実

３）市民活動の支援

＜＜主な取組＞＞

- 市民活動に対する財政的支援
- 市民活動のきっかけの場の提供
- ボランティア補償制度の充実
- 市民活動情報のPR

４）意識改革・人材育成

＜＜主な取組＞＞

- 市民活動の意識啓発・人材育成
- 市職員への意識啓発
- 協働の推進に向けた研修等の実施

５）市民活動団体等の連携・交流

＜＜主な取組＞＞

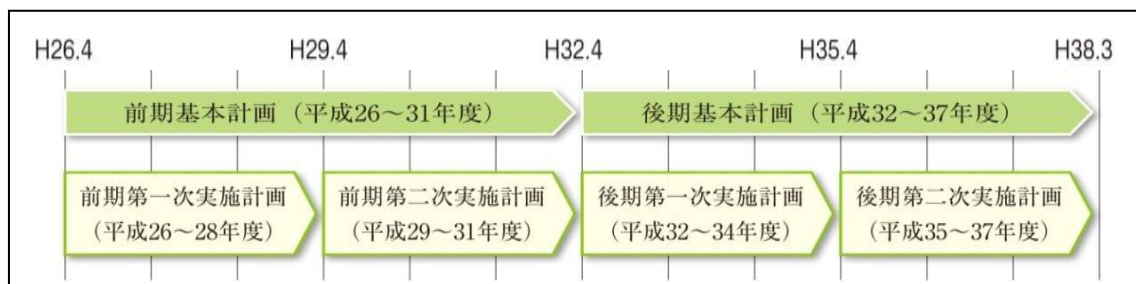
- 市民活動団体同士の交流機会の場の提供
- 大学、企業等との連携体制の構築
- 行政と市民活動団体等との連携促進

IV 計画の進捗管理

IV-1 成果指標と実施計画

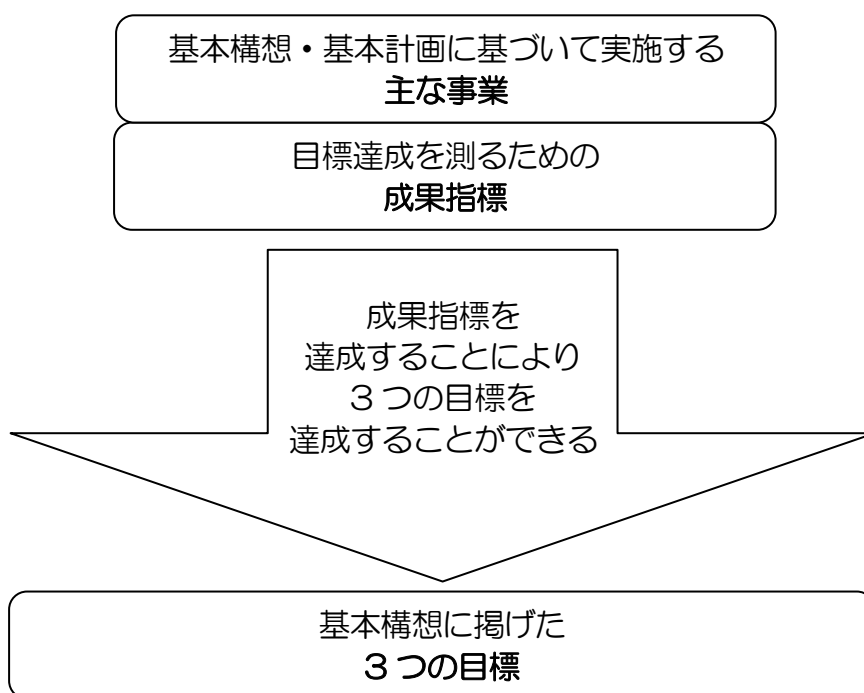
基本構想や基本計画で示した3つの目標に向けた取組を進め、将来都市像を実現するためには、具体的な成果指標を掲げて、一つ一つの事業を着実に実行していく必要があります。

目標への達成度を測る成果指標や予算を伴う具体的な事業は、3年毎に改定するそれぞれの「実施計画」で示します。



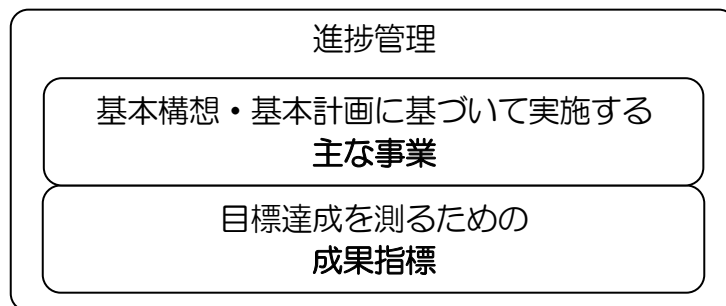
実施計画で3年毎の成果指標を掲げることにより、目標達成ができたものは新たな目標を立て、更なる進展を目指した事業を推進し、目標達成ができなかったものは、事業の見直しを適宜行います。

このように、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適応し、目標を達成するための適切な手法やコストを選択しつつ、常にその時節に合った事業展開をすることで、目標の達成、すなわち基本構想の実現を目指します。



IV－2 計画の進捗管理

実施計画で掲げる成果指標は、以下の観点により進捗管理を行い、成果指標を実現するための事業やコストの見直しを図ります。



P（プラン：計画策定） D（ドゥ：計画実施） C（チェック：達成評価） A（アクション：改善）	- どのような事業を展開するのか。 - 事業は着実に実行できたか。 - 事業を実施して、成果指標が達成できたか。 - 事業の改善点は何か。	
--	--	--

成果指標の達成度や事業の進捗度を測ることにより、基本構想・基本計画の進捗管理を行います。